

暴力団対策に関する有識者会議 報告書

**平成24年1月5日
暴力団対策に関する有識者会議**

目 次

第1 有識者会議開催の経緯	1
第2 暴力団情勢	2
1 暴力団情勢一般	2
(1) 構成員数	2
(2) 指定暴力団	2
(3) 暴力団犯罪	2
2 暴力団対策の現状	2
(1) 暴力団対策法	2
(2) 暴力団排除活動	3
3 最近における暴力団をめぐる情勢と現行法の問題点	3
(1) 対立抗争の現状と現行法の問題点	3
(2) 暴力団の資金獲得行為に係る市民に対する危害行為の現状と現行法の問題点	4
(3) 事業者等による暴力団排除活動の現状と現行法の問題点	4
(4) 行政対象暴力をめぐる現状と現行法の問題点	5
(5) 暴力団とその関係者による活動の現状と現行法の問題点	5
(6) 用心棒業務等に従事する暴力団員による違法な行為の現状と現行法の問題点	6
(7) 暴力団事務所の差止請求をめぐる現状と現行法の問題点	6
(8) 暴力団対策法違反に係る罰則の現状と現行法の問題点	7
第3 暴力団対策法の一部改正骨子案	8
1 市民に対する危害を防止するための規制の強化	8
(1) 対立抗争に伴う市民への危害を防止するための規制の強化	8
(2) 資金獲得行為等に伴う市民への危害を防止するための規制の強化	8

2	指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入	9
(1)	暴力団との関係遮断を図る事業者への不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加	9
(2)	公共事業入札を巡る不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加	9
(3)	準暴力的要求行為に係る規制の拡大	9
(4)	指定暴力団員による用心棒業務等への従事等の禁止	10
(5)	公共事業からの指定暴力団員等の排除規定の創設	10
(6)	事業者の責務規定の創設	10
3	適格団体による事務所使用差止請求制度の導入	11
4	罰則の強化	11
第4	暴力団対策法の一部改正骨子案に対する意見	12
1	総論	12
(1)	骨子案に対する全般的な意見	12
(2)	暴力団対策法の抜本的見直し	12
2	各論	13
(1)	市民に対する危害を防止するための規制の強化	13
(2)	指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入	17
(3)	適格団体による事務所使用差止請求制度の導入	22
(4)	罰則の強化	25
第5	総括	26

資 料 目 次

資料1	道仁会と九州誠道会の対立抗争事件一覧表	27
資料2	暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生状況 について	28
資料3	「暴力団壊滅のための抜本的法的措置に関する要請書」(抄)	29
資料4	暴力団対策に関する有識者会議委員名簿	30
資料5	暴力団構成員等の推移【昭和38年～平成22年】	31
資料6	指定暴力団一覧表(22団体)	32
資料7	暴力団構成員等の総数に占める主要3団体の割合の推移	33
資料8	暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員一覧表	34
資料9	暴力団対策法の概要	35
資料10	暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数	36
資料11	最近の暴力団排除活動の現状	37
資料12	暴力団排除に関する条例	38
資料13	対立抗争の現状と改正の方向性	39
資料14	市民に対する危害行為の現状と改正の方向性	40
資料15	事業者等による暴力団排除活動の現状と改正の方向性	41
資料16	行政対象暴力をめぐる現状と改正の方向性	42
資料17	暴力団とその関係者による活動の現状と改正の方向性	43
資料18	用心棒業務等に従事する暴力団員による違法な行為の現状と改正の方向性	44
資料19	暴力団事務所の差止め請求をめぐる現状と改正の方向性	45
資料20	暴力団対策法違反に係る罰則の現状と改正の方向性	46
資料21	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正骨子案	47

注) 資料の数値については、平成23年末現在の数値(暫定値を含む。)が計上できるものについては当該数値に更新

しており、有識者会議において配布した資料と異なるものがある。

第1 有識者会議開催の経緯

暴力団による凶悪事件が後を絶たない。例えば、平成18年以降継続している道仁会と九州誠道会の対立抗争においては、現在までに40件に上る事件が発生して既に12名が殺害されており、この中には入院中の一般市民が暴力団関係者と誤認され射殺された事件も含まれている（資料1）。

また、平成22年9月には、愛知県において、みかじめ料の要求を拒否した風俗店に暴力団員がガソリンを撒いて火を付けて従業員3名を殺傷しているほか、平成23年3月には、福岡県において、みかじめ料の要求を拒否したとみられる建設会社と取引関係を有するガス会社の社長宅に手りゅう弾が投てきされている。同年発生した暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案は、平成22年より大幅に増加しており、拳銃、手りゅう弾、火炎瓶といった殺傷力の極めて高い道具が使用されている（資料2）。

このような厳しい暴力団情勢を踏まえ、福岡県等から国家公安委員会に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の改正に関する要望（資料3）がなされたことも受け、最近の暴力団情勢を踏まえた対策の在り方を検討するため、憲法、刑法、行政法や民事訴訟法等の関係学界、法曹界、言論界、関係業界のほか、関係地方公共団体からの有識者合計13名（資料4）により構成される「暴力団対策に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が開催されることとなった。

有識者会議は、平成23年10月28日、11月25日及び12月16日の3回にわたり、事務局の警察庁から暴力団情勢及びこれを踏まえた暴力団対策法改正骨子案について説明を受け、諸論点について厳密な検討を加えた上、慎重な審議を重ねた。本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

第2 暴力団情勢

有識者会議は、現在の暴力団情勢について、下記のとおり事務局から説明を受けた。

1 暴力団情勢一般

(1) 構成員数

全国の暴力団構成員及び準構成員は、昭和38年ごろをピークに減少傾向にあるが、平成4年の暴力団対策法施行後8万人前後で推移し、平成18年には構成員と準構成員が逆転するなど不透明化が進んでいる（資料5）。

(2) 指定暴力団

現在、暴力団対策法の規定により指定暴力団として22団体（資料6）が指定されており、暴力団構成員全体のうち約3万4,600人（約96.1%）を占めている。このうち、「主要3団体」と呼ばれる山口組、住吉会及び稲川会は、暴力団構成員等の総数の72%を占めており、主要3団体の寡占化傾向が見られる（資料7）。

(3) 暴力団犯罪

最近の傾向として、傷害や恐喝が減少傾向にある一方で、窃盗や詐欺が増加傾向にあり、暴力団犯罪は、いわば「脅し」から「騙し」、「盗み」へと移行しつつある（資料8）。

2 暴力団対策の現状

(1) 暴力団対策法

ア 暴力団対策法の概要

平成3年に暴力団対策法が制定され、暴力団のうち、資金獲得のために威力を利用することを構成員に容認するなどの要件に該当するものが都道府県公安委員会によって指定暴力団として指定され、指定暴力団員が行う不当な行為が規制されることとなった（資料9）。

具体的には、指定暴力団の威力を示してみかじめ料要求や用心棒代要求を行うような反社会的行為が「暴力的要求行為」として禁止され、指定暴力団員がこれを行った場合に都道府県公安委員会が中止命令や再発防止命令を発出できるようになったほか、対立抗争が発生した場合に、一定の要件の下で事務所の管理者に対して事務所使用制限命令を発出することができるようになった。

さらに、このような規制的な手法のほか、暴力団対策法においては、民間における暴力排除活動を促進するため、都道府県暴力追放運動推進センターや全国暴力追放運動推進センターを指定して、これに各種活動を行わせるという仕組みも設けられている。

イ 暴力団対策法の施行状況

暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数は平成16年をピークに減少しつつも、年間2,000件以上という高止まりの状況が続いている。また、事務所使用制限命令は平成23年に入ってから、同年9月末時点で14件発出されているが、これは、九州地区における道仁会と九州誠道会との対立抗争が同年に入ってから再燃し、それぞれの暴力団の事務所について事務所使用制限命令が発出されたことによるものである（資料10）。

（２）暴力団排除活動

ア 暴力団排除活動の進展

最近、警察以外の主体による暴力団排除活動が進展している。例えば、国及び地方公共団体では、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議の申合せ等を踏まえ、公共事業等の受注業者との契約書に暴力団排除条項を規定するなどして暴力団を排除している。また、各業法等における暴力団排除条項に基づき各種業からの暴力団排除が推進されているほか、各種業界の各団体等は、犯罪対策閣僚会議幹事会の申合せである「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等に基づき、規約や契約書への暴力団排除条項の導入を推進している。さらに、プロスポーツ界においても暴力団排除が進んでいるほか、地域住民等は、警察等の支援を受け、暴力団事務所の使用差止請求訴訟等の住民運動を展開している（資料11）。

イ 暴力団排除条例

最近では、地方公共団体、住民、事業者等による暴力団排除の推進を目的として各都道府県において暴力団排除条例が制定されている。各暴力団排除条例の内容は、各都道府県の暴力団情勢に応じて様々であるが、多く見られる規定としては、都道府県が自らの事務・事業から暴力団を排除するために必要な措置を講じること等の暴力団排除のための基本的施策のほか、学校等の周辺200メートル区域内の暴力団事務所の新規開設の禁止、事業者による暴力団員等への利益供与等の禁止、契約時に相手方が暴力団員等でないことを確認する努力義務等が規定されており、平成23年10月1日までに全都道府県において施行されている（資料12）。このように、暴力団排除条例は、地方公共団体、住民、事業者等が暴力団排除のためになすべきことを主な内容としているのに対して、暴力団対策法は、暴力団員の不当な行為による被害を防止するため、暴力団員を直接的に規制することを主な内容としており、双方を効果的かつ適切に適用しながら、暴力団対策の推進がなされている。

3 最近における暴力団をめぐる情勢と現行法の問題点

（１）対立抗争の現状と現行法の問題点

例えば、道仁会と九州誠道会の対立抗争においては、事務所のほか、組員の自宅、

路上、住宅等様々な場所で拳銃等の凶器を用いた暴力行為が敢行され、市民生活への脅威となっている状況にあり、平成19年には、佐賀県の武雄市において、道仁会の組員が九州誠道会の関係者を殺害する目的でその者が入院していた病院に立ち入り、入院中の一般市民を九州誠道会の関係者と誤って拳銃で射殺する事件も発生している（資料13）。

しかしながら、現行法上の対立抗争時における規制としては、対立抗争のための用に供されるおそれがある暴力団事務所について、その管理者に事務所使用制限命令を発出することができることのみが規定されており、事務所以外の場所において行われる危険な暴力行為を抑止することは困難である。また、事務所が対立抗争のための用に供されておらず、使用制限命令がかけられないケースでも、事務所に人が存在するだけで襲撃の対象となるおそれがあるという問題があるほか、事務所使用制限命令は管理者に対してなされるものであるため、命令の効力を受けない配下組員が引き続き事務所を使用するといった規制逃れに十分に対処できていない現状にある。

（２）暴力団の資金獲得行為に係る市民に対する危害行為の現状と現行法の問題点

近年、暴力団との関係の遮断を図るため、暴力団からのみかじめ料要求を拒絶した事業者等に対して、構成員がその報復として拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火といった危険な暴力行為を行う事案が相次いで発生しており、このような暴力団の危険な暴力行為が、事業者等に対する大きな脅威となっている（資料14）。

他方、みかじめ料要求を始めとする暴力団の威力を示して行う不当な要求行為（暴力的要求行為）については、暴力団対策法第9条により禁止されてはいるものの、違反した者に対して中止命令や再発防止命令を発出することができるのみ（命令違反には罰則）となっており、危険な暴力行為に発展するおそれのある暴力的要求行為の抑止としては不十分であるという問題があるほか、中止命令や再発防止命令は個別の組員に対して発出されるものであることから、異なる組員によって次々と暴力的要求行為が行われた場合に対処することが困難であるという問題がある。

（３）事業者等による暴力団排除活動の現状と現行法の問題点

近年、事業者の間で暴力団排除の気運が高まっているところ、特に、金融業界、証券業界、建設業界、不動産業界等においては、取引約款や契約書に暴力団排除条項を導入するなどの対策により、暴力団等との取引を遮断する取組が進展している。

他方、現行法においては、暴力団対策法第9条に現在21の暴力的要求行為の類型が規定されているところであるが、そのうち、事業者等が拒絶しているにもかかわらず指定暴力団員が取引を不当に要求する行為については、金融商品取引業者に対する信用取引要求等が限定的に禁止されているにとどまっており、これらの業界の暴力団等との取引を遮断する取組について、暴力団対策法上、これを保護する規定を欠いている現状にある（資料15）。

また、暴力団との関係遮断に積極的に取り組む事業者がいる一方、事業者の中には、暴力団に対する認識が甘く、不当要求への組織的な対応が不十分であるために暴力団の介入を許してしまっている事業者もあり、暴力団による不当な資金獲得活動を助長する結果を招いている場合もある。暴力団員による不当要求を防止するためには、事業者自らが、不当要求による被害を防止し、事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させないように努めることが極めて重要であるが、現行法においては、それを根拠付ける一般的な法律上の規定がない状況にある。

(4) 行政対象暴力をめぐる現状と現行法の問題点

近年、暴力団はその資金獲得活動をますます多様化させており、公共工事をはじめ、国や地方公共団体が行う各種の事務・事業の契約や入札について、参加資格がないにもかかわらず入札に参加させることを要求したり、参加資格のある者を排除しようとしたりとといった不当な行為を敢行するなど、入札参加者等の利益が害されている状況にあるが、現行法においては、行政対象暴力に係る暴力的要求行為の規制は、公共工事のみを対象としており、例えば、警備や清掃業務等の委託、公有地の貸付や売買等の契約や入札について不当な要求を敢行した場合には、中止命令や再発防止命令を発出することができず、その抑止を図ることが困難となっている(資料16)。

他方、現在、国や地方公共団体においては、入札参加者等が公正な入札に参加することができるよう、公共事業に係る入札から暴力団員等を排除するための様々な措置を講じているところであるが、現行の法律上、暴力団員等を公共入札から排除することを明記した規定がないため、各行政機関によって対応がまちまちで積極的な排除措置の実施に踏み切れていない状況にある。さらに、民間における暴力団排除気運が高まっている一方で、行政としても、その事務・事業について暴力団排除のための取組を積極的に講じることが極めて重要であるが、それを根拠付ける一般的な法律上の責務もない状況にある。

(5) 暴力団とその関係者による活動の現状と現行法の問題点

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、関係者を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

このような情勢に対応して、平成9年の暴力団対策法改正において準暴力的要求行為の禁止に関する規定が整備され、指定暴力団員が、当該指定暴力団員以外の者、例えば暴力団の準構成員に対し、当該指定暴力団の威力を示して第9条各号に掲げる不当な要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為を禁止したほか、指定暴力団員との間で、過去に、暴力的要求行為等を行うに当たって共犯的な関係にあって命令対象となるなど一定の関係を有する者が、当該指定暴力団の威力を示して準暴力的要求行為をすることが禁止されることとなった。

他方、最近の事業者等による暴力団排除活動の進展により、指定暴力団員が、その周辺者等を利用して資金を獲得しようとする傾向がますます強まっているところ、指定暴力団員が、人に対して準暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、唆す行為を認定することが困難となっているほか、準暴力的要求行為を行うことを禁止されている主体が、過去に暴力団と共犯関係にあった者等、ごく限定されていることから、その規制が困難な状況にある（資料17）。

（6）用心棒業務等に従事する暴力団員による違法な行為の現状と現行法の問題点

指定暴力団員による暴力的要求行為を始めとする違法な行為はいまだ後を絶たない状況にあるが、その中でも、営業を営む者の営業に関して一定の業務に従事する指定暴力団員が、その業務を遂行する過程において、違法行為を多数敢行している実態が顕著にみられる（資料18）。

このような、いわば指定暴力団員が従事することにより典型的に違法行為に発展するおそれがあると認められる業務としては、その実態をみると、

① 営業者の業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客等との紛争の鎮圧等をするいわゆる用心棒の業務

② 訪問する方法で営業に係る契約の締結を勧誘する業務

③ 面会する方法で履行期限を過ぎた債権を取り立てる業務

の3つの類型が挙げられ、また、営業を営む者の中には、自己の利益を図るために、これらの業務に指定暴力団員を意図的に従事させている者も存在する。

このような用心棒業務等の業務に従事する指定暴力団員により敢行される各種の違法行為については、それが行われた後であれば、刑罰や行政命令の発出によって対処することが可能である。しかしながら、用心棒の業務等は、指定暴力団員が従事することで違法な行為に発展する危険性が典型的に高い業務であり、それに従事する指定暴力団員による違法行為の被害を受けた者は、その場において当該違法行為により危害を加えられ、被害を回復することが著しく困難となるおそれがある。

それにもかかわらず、現行の暴力団対策法においては、こうした業務に指定暴力団員が従事すること自体は禁止されていないことから、こうした業務に従事する指定暴力団員が敢行する違法行為により国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然防止するのが困難な状況にある。

（7）暴力団事務所の差止請求をめぐる現状と現行法の問題点

暴力団事務所の存在により平穏に生活を営む権利、いわゆる人格権が侵害されているとして、周辺住民が組長等の事務所管理者に対して、その使用差止めを請求する事案が全国でみられている。昭和62年に静岡地方裁判所浜松支部において初めてその仮処分が認容され、以来、これまで裁判所に多数の人格権に基づく仮処分命令の申立てや訴訟の提起がなされ、いずれも仮処分決定、認容判決又は住民側有利の和解が得られている。

しかしながら、この種請求は権利侵害が広範であることを立証するため、又は暴力団からの妨害や報復を行われにくくするため、通常、多数の付近住民等が当事者となっており行われているが、そのために不可欠となる先導役については、暴力団からの嫌がらせや危害を受けることが多く、その担い手となることが躊躇され、請求に至らないケースが生じている（資料19）。

暴力団対策法においても、この種請求をし、又はしようとする者に対するつきまとい等の妨害行為に対する中止命令・防止命令の規定があるものの、別の第三者が当該先導役に代わって訴訟当事者となる手続は認められていない。

（８）暴力団対策法違反に係る罰則の現状と現行法の問題点

暴力団対策法の罰則は、第46条において、みかじめ料要求等の暴力的要求行為に係る中止命令・再発防止命令違反について、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すこと、第47条において、準暴力的要求行為に係る再発防止命令違反、事務所使用制限命令違反、事務所使用差止請求の妨害に対する中止命令・防止命令違反等について、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことが定められており、その他の違反行為についても罰則が定められている。

他方、近年、暴力団員が典型的に犯すことが想定される組織的・暴力的犯罪が厳罰化されており、具体的には、平成11年の組織犯罪処罰法の制定や、平成16年の刑法改正、平成19年の銃刀法改正等を挙げることができる。また、近年、暴力団を社会経済活動から排除しようとする気運が一層高まっており、暴力団による違法・不当な行為を許さないという国民の意識の高まりがみられる（資料20）。

しかし、暴力的要求行為の中止命令・再発防止命令違反をはじめ、暴力団対策法違反に対する罰則は、平成３年の制定時以来、約20年間、引上げがなされておらず、暴力団による違法・不当な行為を許さないという国民の意識とかけ離れている現状がみられる。

第3 暴力団対策法の一部改正骨子案

第2に記載した暴力団情勢及び現行法の問題点を踏まえ、検討中の暴力団対策法の一部改正骨子案（資料21）が次のとおり事務局から示された。

1 市民に対する危害を防止するための規制の強化

（1）対立抗争に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

現行法では、事務所以外の場所における抗争行為の抑止ができず、また、命令の対象が管理者に限定されていることによる規制逃れに対処できないといった問題があることを踏まえ、凶器を使用した暴力行為に伴う対立抗争が発生した場合において、その暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法で行われ、対立抗争によって更に同様の危害が加えられるおそれがあると認められる場合は、都道府県公安委員会が、対立抗争状態にある指定暴力団を特定抗争指定暴力団として期間を定めて指定するとともに、住民の生命・身体を保護するため特に警戒を要する区域を指定することとする骨子案を作成したとの説明があった。

具体的な規制の内容としては、対立抗争の早期の封じ込めを図るため、特定抗争指定暴力団の構成員が警戒区域内において対立抗争を誘発するおそれがある事務所の新設、対立相手へのつきまとい又はその居宅等の付近のうろつき、多数での集合等の行為を、罰則をもって禁止するとともに、事務所が攻撃の対象とされ、周囲の人々が危険にさらされることを防止するため、特定抗争指定暴力団の構成員等が事務所内に立ち入り、又はとどまることを全面的に禁止することとしたとの説明があった。

また、現行の事務所使用制限命令について、事務所の管理者に加え、事務所を現に使用している指定暴力団員に対しても発出することができるようにする案が併せて示された。

（2）資金獲得行為等に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

現行法では、危険な暴力行為に発展するおそれのある暴力的要求行為の抑止が十分でないといった問題があることを踏まえ、指定暴力団員が暴力的要求行為等を行うについて人の生命又は身体に重大な危害を加える方法で暴力行為を行い、更に同様の暴力行為を行うおそれがあると認められる場合は、都道府県公安委員会が、その指定暴力団員が所属する指定暴力団を危険指定暴力団として期間を定めて指定するとともに、住民の生命・身体を保護するため特に警戒を要する区域を指定するものとし、危険指定暴力団の構成員が警戒区域内の事業者等に暴力的要求行為等を行った場合は、命令の発出を待たずにこれを直ちに処罰できるようにすることとする骨子案を作成したとの説明があった。

また、暴力的要求行為等を行う目的で事業者等に対して面会の要求等を行う行為

を、新たに中止命令の対象とするとともに、暴力団事務所が、暴力的要求行為等に伴う暴力行為のための謀議等の用に供されており、又は供されるおそれがあるときは、事務所使用制限命令を管理者及び使用者に対して発出することができるようにする案が併せて示された。

２ 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入

（１）暴力団との関係遮断を図る事業者への不当要求に係る暴力的要求行為の種類の追加

現行法では、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者に対する指定暴力団員の一定の不当な取引要求を十分に規制できていないという問題があることを踏まえ、不当要求の実態がみられる特定の業界の事業者等に対してその意に反する取引を暴力団の威力を示して要求することを、暴力的要求行為と新たに位置付けて禁止することとする骨子案を作成したとの説明があった。

具体的には、銀行等の金融機関に対して預貯金等の受入れを要求する行為、金融商品取引業者に対して取引をすることを要求する行為、宅建業者に対して不動産取引を要求する行為、建設業者に対して建設工事を要求する行為、示威行事(いわゆる組葬、襲名披露等の義理掛け行事)が行われやすい施設の管理者に対してその施設の利用を要求する行為を禁止する案が示された。

（２）公共事業入札を巡る不当要求に係る暴力的要求行為の種類の追加

現行法では、公共事務事業に係る不当要求に対する規制が公共工事のみを対象としているため、それ以外のものに係る不当要求に対処できないという問題があることを踏まえ、現行法における公共事務事業に関する暴力的要求行為の規制の対象を、公共工事のみならず、売買、貸借、請負その他の契約又はこれらの契約に係る入札全般に拡大する骨子案を作成したとの説明があった。

（３）準暴力的要求行為に係る規制の拡大

ア 準暴力的要求行為の容認の禁止

現行法では、指定暴力団員が人に対して準暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為のみが禁止されており、周辺者に対する個別の要求等を認定することが困難であるという問題があることを踏まえ、指定暴力団員が、

- ① 指定暴力団の威力を示すことを容認するよう求める者
- ② 準暴力的要求行為が禁止されている者のうち、当該指定暴力団員と一定の関係を有する者

に対し、準暴力的要求行為をするため威力を示すことを容認することを禁止する骨子案を作成したとの説明があった。

イ 準暴力的要求行為の規制の対象者の拡大

現行法では、準暴力的要求行為が禁止されている主体が限定的であるという問題があることを踏まえ、指定暴力団の威力を示すことを常習とする者であって、

- ① 指定暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- ② 指定暴力団員に対し反復継続的に金品等を贈与している者
- ③ 準暴力的要求行為を禁止される者が経営する企業の従業者等
が行う準暴力的要求行為を禁止する骨子案を作成したとの説明があった。

(4) 指定暴力団員による用心棒業務等への従事等の禁止

現行法においては、指定暴力団員が、営業を営む者の営業に関して、用心棒の業務を行うことが禁止されておらず、こうした業務に従事する指定暴力団員が敢行する違法行為により国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止するのが困難な状況にあることを踏まえ、指定暴力団員が、用心棒業務、訪問する方法で営業に係る契約の締結を勧誘する業務及び面会する方法で履行期限を過ぎた債権を取り立てる業務に従事することを禁止するとともに、営業を営む者が指定暴力団員をこれらの業務に従事させることも禁止し、これらの違反行為に対しては、中止命令及び再発防止命令を発出することができるようにする骨子案を作成したとの説明があった。

(5) 公共事業からの指定暴力団員等の排除規定の創設

ア 公共事業に係る入札からの指定暴力団員等の排除

現行法では、国及び地方公共団体が指定暴力団員等を入札に参加させないことを明記した規定がないことから、行政機関によって対応がまちまちであり、排除の徹底が図られていないという問題があることを踏まえ、国等が指定暴力団員や指定暴力団員が役員となっている法人等をその行う売買、貸借、請負その他の契約に係る入札に参加させてはならないことを明記する骨子案を作成したとの説明があった。

イ 国及び地方公共団体の責務規定の創設

民間における暴力団排除気運が高まっている一方で、現行法では、国等自らが暴力団排除のための取組を積極的に講じることを裏付ける法律上の規定がないという問題があることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務として、その行う事務事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に努めなければならない旨を明記する骨子案を作成したとの説明があった。

(6) 事業者の責務規定の創設

不当要求による被害を防止し、暴力団員に不当な利益を得させないようにするためには、事業者自らの取組が重要であるが、現行法では、事業者によるこのような取組を促すような一般的な責務を明記した規定がないという問題があることを踏まえ、骨子案においては、事業者の責務として、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない旨を明記する骨子案を作成したとの説明があった。

3 適格団体による事務所使用差止請求制度の導入

現行法では、暴力団事務所の周辺住民等に代わって一定の能力がある第三者が先導役となる当事者に就く手続は認められていないため、暴力団側の妨害行為等を恐れて請求が躊躇されるという問題があることを踏まえ、国家公安委員会が一定の体制や経理的基礎等の要件を満たす都道府県暴力追放運動推進センターを適格団体として指定し、指定を受けた適格団体は、住民からの委託を受け、センターの名前で、暴力団事務所の管理者である組長等に対して当該事務所の使用差止めを請求できることとする骨子案を作成したとの説明があった。

4 罰則の強化

近年、組織的あるいは暴力的な犯罪の厳罰化が図られている一方で、暴力団対策法における法定刑は、平成3年に同法が制定されて以来、約20年間にわたり、その引上げが行われていない状況を踏まえ、暴力的要求行為の中止命令等に対する罰則を現行の「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科」から「3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科」に引き上げるとともに、他の罰則についても所要の引上げを図る骨子案を作成したとの説明があった。

第4 暴力団対策法の一部改正骨子案に対する意見

有識者会議は、事務局から説明を受けた暴力団対策法の一部改正骨子案について、改正項目ごとに討議を行ったところ、委員から出された意見等は下記のとおりである。

1 総論

(1) 骨子案に対する全般的な意見

事務局から提示された暴力団対策法の一部改正骨子案に対しては、これに全面的に賛成であり是非とも成立させてほしいとの意見や、暴力団排除を推進する上で非常に有効であるとの意見のほか、昨今の九州における暴力団情勢に対処していかなければ、民主主義を堅持できないという状況になりかねないので、骨子案の基本的なスタンスについては賛成であるといった意見、反社会的活動を否定しなくてはならないという現状認識は共有でき、全体的に骨子案を大変評価しているという意見、骨子案について、現に生じている危険から市民を守るために必要な措置ということであれば、基本的には、制度の必要性の上でも認められると思うなどといった意見が出された。

また、規制の在り方についても、骨子案は、破壊活動防止法や無差別大量殺人行為団体規制法とは異なり、団体そのものではなく、行為を取り締まるという考え方にに基づき、一般人であれば許されるのではないと思われる行為であっても指定暴力団であることをもって規制の対象にしており、現行の暴力団対策法の枠組の範囲内でできる限り規制しようとしている苦心が見えるが、いずれにせよ、できるところまではやっていただきたいといった意見が出されるなど、骨子案の基本的方向性に賛成する意見が多数示された。

他方、改正に当たり、立法事実を説明する必要があるとの意見や、現行法で対応できない事項の検証と改正による効果をしっかりと説明すべきである旨の意見もあった。

(2) 暴力団対策法の抜本的見直し

暴力団対策法について、新たに事案が発生した都度規定をしていくというやり方は、モグラ叩きのように見えるので、さらに抜本的に見直し、暴力団を根こそぎ取り締まるという方法を検討すべきであるとの意見があった。

これに対し事務局からは、団体の存立や存続に関わる規制については、憲法との関連でも慎重な検討が必要であり、また、例えば、団体を強制的に解散させるような仕組みが現在の暴力団に実効的か否かについても十分に検討が必要であるところ、今回の改正は、現在の状況に迅速に対処するため、特に危険性が高いと認められる団体について、特に危険性が高いものに限定して構成員の行為規制を強化することとしたものであるとの説明があった。

2 各論

(1) 市民に対する危害を防止するための規制の強化

ア 対立抗争に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

(ア) 規制強化に対する全般的な意見

改正項目全体については、市民にも危害が及んでいる対立抗争の深刻化、資金源活動の巧妙化等の昨今の暴力団情勢を踏まえると、今の指定暴力団に上乘せする形でさらに指定し、その上で効果が続くという構造は論理的で良いといった意見があったほか、規制の在り方に関しても、今回の改正の趣旨は、基本的には行為規制の域内にあり、特に市民への危害を生じさせる団体・地域を指定して、特段の規制の強化を図るという部分については、行為規制の強化という形から理解できるという意見があった。

(イ) 警戒区域における禁止行為

警戒区域において対立の相手方である指定暴力団等の指定暴力団員につきまとい、その居宅等の付近をうろつくこと、多数で集合すること等の対立抗争を誘発するおそれがある行為を罰則をもって禁止することについては、一般人が行っても問題のない行為ではあるが、危険な状況下で、特定の者が行う特定の行為を規制しているものであることから、その趣旨を一概に否定はできないものの、場合によっては規制対象が広すぎるという判断もできなくはないので、立法目的に適合する範囲で正確に記述する必要があるといった意見や、明確性の原則に照らして適当か検討すべきであるなどといった意見が出された。

これに対し事務局からは、本規制については、過度の規制とならないよう、指定暴力団の中でも、対立抗争状態にあるものを特定抗争指定暴力団として指定することで、その主体を特に危険なものに限定した上、特に危険と認められる地域及び期間に限って特定の行為を禁止することとしたこと、また、本規定で禁止行為としている「つきまとい」、「うろつき」及び「多数で集合」については、他の法令においても用例があり、その意義・適用範囲も十分に明確であると考えられることから、立法目的に適合する範囲内での適切な規制となっているものと考えられるが、いずれにせよ、施行に当たっては、その用語の意義を含めて都道府県警察を指導して、その適切な運用に努める旨の説明があった。

これに対し委員から、「うろつき」の用語については、規定例とされている軽犯罪法における意義とは異なるところがあるので、その点を含めてよく指導していただきたいとの要望があった。また、「多数で集合」については、その適用の前提となる他の要件による限定の趣旨と併せて十分に都道府県警察に指導を徹底し、適切な運用に努めていただきたいとの要望があった。さらに、別の委員からは、抗争状態という特別な状態にあり、生命・身体に対する危害が発生する危険が高い状況にあるという認定ができるのであれば、生命・身体と

いう重大な利益との衡量で骨子に挙げられている行為規制も認められると考えられることから、当該認定をしっかりと行うべきであるという意見が出された。

イ 資金獲得行為等に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

(ア) 暴力団犯罪の検挙の徹底及び事業者等の安全の確保の徹底

資金獲得行為等に伴う市民への危害を防止するための規制の強化に関しては、まず何よりも、この種の事業者・市民に対する暴力団員の暴力行為について、その検挙の徹底を図るべきであるとの意見や、保護対策をしっかりとやるということを国民にアナウンスする形で実施するべきであるという意見、関係遮断に真剣に取り組む企業に対する警察等の一層の支援・保護対策が事業者に伝わるように実施してほしい旨の意見が出された。

これに対し事務局からは、暴力団犯罪の検挙の徹底やその被害者、暴力団排除活動関係者等の安全の確保は、暴力団対策の基本であり、また、暴力団排除条例においても、警察は暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対して保護措置を講ずる旨の規定が整備されており、いずれにせよ今後とも保護対策の万全を期したいとの説明があり、委員からは、しっかりと対策を講じてほしい旨の意見があった。

(イ) 規制の要件及びその認定

本規制の要件については、

- 改正後の新たな仕組みをきちんと運用できるようにすべきである。
- 条文にした際に、要件が厳しく適用ができないということがないよう、ある程度の疎明でも適用ができるようにすべきである。
- 実行者が検挙されていない中でも、本規定を適用できるのか。また、昨今、暴力団との過去における関係を明確にしない企業等もあるが、それでも改正案の規制を適用して効果を上げることができるのか。
- 実効性を担保するため、指定暴力団員に促された指定暴力団員以外の者により暴力行為が行われた場合についても危険指定暴力団の指定ができるようにすべきである。
- 「凶器を使用して」という要件ではなく、「人の生命を脅かす」といった広い要件とすべきである。
- 要件が二段構えになっているが、事務所等への拳銃発砲、器物損壊の反復行為でも要件を満たすよう、もう少し要件を緩和すべきである。

といった、より要件を緩和すべき、又は要件の認定を容易にすべきとする意見が多数出された。

これについて事務局から、凶器の要件については、危険指定暴力団の指定は、構成員の暴力的要求行為が直罰化されるなどの規制強化の効果を生ずるものであることを踏まえ、規制の範囲が必要かつ相当な範囲を超えないようにするこ

とが必要であり、危険性が高く、反復して行われることを抑止する必要性が特に高いことから、「凶器を使用しての暴力行為」が行われたことを要件として規定した旨の説明がなされ、また、暴力行為の発生のみならず将来の発生のおそれを要件とする点については、危険指定暴力団の指定は、その構成員が将来にわたって一定の行為を行うことを禁止する処分であることから、その発動要件として、その構成員が将来においても危険な暴力行為を行うおそれがあることが必要であるとする説明がなされた。

なお、委員より、凶器の意義について質問があったところ、事務局より、拳銃のような、いわゆる性質上の凶器だけではなく、使用方法によっては凶器たり得る用法上の凶器も含まれるとの回答があった。

他方、要件の認定については、例えば、企業等が警察に協力せずに暴力団とのそれまでの関係を明確にしない場合には、暴力団との関係が明らかにならないことから、本規制の適用が困難であるが、実行者の検挙そのものは発動要件ではないこと、また、危険指定暴力団の指定要件である暴力行為の実行者については、指定暴力団員の指示を受けた者についても含められるよう検討したいとの説明がなされた。

また、具体的な要件該当性の判断事例として、例えば、ある指定暴力団A組組員からのみかじめ料要求を拒絶した建設業者の建物に銃弾が撃ち込まれ、実行犯が捕まっていないという想定について、みかじめ料要求を拒絶したことに対し、A組組員より脅迫的な言動をされていたといった被害者の供述、捜査により判明した発砲の状況、銃弾の鑑定結果、あるいは、裁判官から搜索差押令状を得てA組事務所を搜索しているなどの捜査状況、さらに、過去に収集された資料に基づくA組の資金獲得活動の状況、当該発砲事件の前後に関連事件が発生していること等の状況を総合的に判断し、A組を危険指定暴力団として指定していくことになるものと考えられ、また、暴力行為を行う「おそれ」の認定方法についても、例えば、同様の暴力行為が2回以上行われた場合のみならず、更に同様の暴力行為を行う旨の言動を示しているような場合にも認定できるが、いずれにしても、過度に慎重なものにならないようにしつつ、客観的な事実に基づいて判断していくことについてマニュアルを作成するなどして都道府県警察を指導する旨の説明がなされた。

これに対し委員から、おそれの認定については、2回以上暴力行為が行われた場合又は暴力行為を行う旨の言動が示されているような場合以外にも、客観的な資料により認定できる場合があるであろうとの指摘があった。

さらに、別の委員からは、都道府県警察を具体的に指導して実際に適用してほしいといった意見や、事務局から説明のあった想定は飽くまでも例示であるので総合的な判断で適用できるようにすべきであるとの意見が出された。

(ウ) 規制の内容

事務所使用制限命令については、違反をすれば処罰の対象となることから効果があり、今回の骨子案では、この規定の範囲が対立抗争以外にも広げられているという点を非常に評価しているといった意見や、事務所利用を制限する規制については、若干行為規制の域を超えているようにも見えるが、その前提として危険な行為に及んでいる暴力団という枠組みをかけていることから、ある程度許容できる範囲内であるとの意見があった。他方、規制の要件に関する意見と同様、一般市民は、暴力団員につきまといわれたり、うろつかれたりするだけで非常に嫌なものであり、一般市民への危害の防止を徹底する観点から直罰にすべきであるといった意見や、「謀議」の認定等ハードルが高くて適用ができないということがないようにすべきであるなどといった、より規制を強化すべきとの意見も出された。

これに対し事務局からは、つきまといや面会要求等の行為は、暴力的要求行為を行う目的で行われるその前段階の行為であり、暴力行為との関連性は間接的であることから、暴力的要求行為については直罰、その前段の予備的行為については命令でその抑制を図るのが相当と判断したが、今後の検討課題とさせていただきたい旨の説明が、また、謀議の認定に関しては、例えば、検挙した組員からの供述や離反した組員による通報等によって認定することになるものと考えている旨の説明があった。

また、委員から、準暴力的要求行為が直罰の対象となっていないことから、指定暴力団がフロント企業等を用いて準暴力的要求行為を用いる方向に移行するのではないかと懸念が示されたところ、事務局からは、準暴力的要求行為については、暴力行為へと発展する緊急性が暴力的要求行為と同程度とまでは言えないと考えられることから、準暴力的要求行為への規制の拡大については立法事実を踏まえて今後の検討課題としたいが、指定暴力団員が準暴力的要求行為を行わせた場合には、共犯として処罰可能な場合が多いのではないかと考えられる旨の説明があった。

(エ) その他

「危険指定暴力団」という名称は、他の指定暴力団が危険ではないという印象を与えるので変更すべきであるという意見が出されたところ、事務局からは、適切な名称について今後検討する旨の回答があった。

また、指定に係る異議申立て及び要件該当事実がなくなった場合の措置に関する委員からの質問に対し、事務局から、指定については指定暴力団の代表者は行政不服審査法の規定に基づく異議申立てができる旨、及び要件該当事実がなくなった場合には指定を取り消すことを規定する方向で検討する旨説明があった。

(2) 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入

ア 暴力団との関係遮断を図る事業者への不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加

(ア) 規制強化に対する全般的な意見

本改正項目については、多くの委員から、このような規定が設けられれば現場の対応方法等も違ってくると思うので非常に良いなどといった意見が出された一方で、社会経済活動から暴力団を排除することについては、憲法の人権との関わりで問題とならないようにすべきであるとの意見も出された。

これに対し事務局から、本規制は、相手が拒絶しているにもかかわらず、指定暴力団の威力を示して取引に応じることを要求する不当な行為をその限度で禁止するものであり、暴力団を社会経済活動から一律に排除しようとするものではないとの説明がなされた。

(イ) 金融機関に対する預貯金契約の要求行為

金融機関の預貯金等の受入れに係る規定については、金融機関が取引を拒絶しているにもかかわらず、指定暴力団員が「みだりに」取引を要求することを要件としているが、実務の強い後ろ盾となるよう、金融商品取引の要求行為等と同様に「みだりに」の要件を削除すべしとする意見が出された。

これに対し事務局からは、預貯金の受入れや解約については、銀行業務の公共性に鑑みて、指定暴力団側がその口座を開設することが真に必要であるという事情を丁寧に説明し、社会的に妥当と認められる方法で口座の開設等の要求を継続する場合等にあっては、それが直ちに暴力的要求行為と位置付けるほどの不当性を有するとはいえない場合があり得ることから、そのような例外的場合を除く必要があるという理由により規定したものであるが、このような趣旨は、「拒絶しているにもかかわらず」の「拒絶」が正当な拒絶であることを要するとの解釈から導き出すことができるものとも考えられることから、規定ぶりについては更に検討したい旨、また、いずれにせよ、銀行側の拒絶にもかかわらず継続される指定暴力団員側の要求が、社会的妥当性を欠く執拗なものであったり、暴力団の威力を殊更に示すような言動があるなど、銀行側を困惑させるような態様で行われている場合には、成立の要件を満たすことになると考えられることから、実際に銀行側の保護に欠けるような事態が生ずることは考えがたく、その意味で、預金取引における暴力団排除に係る警察の保護措置も、融資取引や金融商品取引におけるものと比べて、実質的に何ら変わるものではないと考えられる旨の説明があり、委員からは、説明は了解したが、「例外的な場合」に該当する場合は想定しがたいとの意見があった。

また、預貯金契約について暴力団員等でないことの表明確約をさせて契約させている現状に鑑みると、暴力団員が自らが暴力団員であることを秘して預貯金の受入れを申し込むと通帳詐欺となるため、本規定の実効性があるのか疑問

であるとの意見があった。

これに対し事務局からは、表明確約をさせた時には暴力団員でなかった場合、あるいは暴力団員ではあるが表明確約をさせていない契約を解除する際に不当要求を受ける場面においては、通帳詐欺での立件は困難であり、本改正の実効性は十分に認められると考えられる旨の説明があったところ、委員からは、通帳詐欺については、ここ数年、最高裁判例がかなり積極的な判断を示しており非常に使い勝手が良くなっていることから、通帳詐欺で立件できない部分はあると思うが、立件は相当容易になっているとの意見があった。

(ウ) 金融商品取引業者等に対する取引要求行為

金融商品取引業者に対する金融商品取引行為の要求行為を禁止する規定について、委員から、銀行等も法令に基づいて金融商品取引行為を行っていることから、保護の対象とするよう規定を整備すべきとの意見があった。

これに対し事務局から、銀行等の金融商品取引行為に係る営業を行っている業者については、ここに含まれるよう規定を整備する方向で検討するとの説明があった。

(エ) 施設管理者に対する施設利用要求行為

示威行事(いわゆる組葬、襲名披露等の義理掛け行事)が行われやすい施設(ホテル、ゴルフ場、祭礼施設等)の管理者に対して、当該管理者がその利用を拒絶しているにもかかわらず、指定暴力団員がその施設の利用を要求する行為を禁止する規定について、委員から、立法目的に適合する範囲で正確に記述する必要があるとの意見や、施設の限定が示威行事等を行う可能性の高い施設ということであるのに対し、規制の対象となる要求行為は示威行事等を行うための利用だけに限定していないことから、規制目的と規制内容に齟齬があるのではないかという意見があった。

これに対し事務局からは、特に「祭礼施設」については、指定暴力団員個人の葬式も規制の対象となる場合があると考えられるため、対象が広すぎるのではないかという意見もあり得るが、本規定は、飽くまでも事業者側が利用を拒絶している場合に、さらに指定暴力団員が不当要求をすることを規制して事業者を保護することを目的としているものであることから、立法目的に適合する範囲内での規制であると考えられる旨、及び示威行事の利用に供されてきたことが多い施設は、暴力団側からサービスの提供について不当な要求を受けたなどという経験を非常に多く有し、暴力団との関係遮断ということに非常に強く取り組んでいく契機が認められる背景があることから、暴力団との関係遮断に取り組んでいる施設について、拒絶しているにもかかわらず暴力団側が威力を示して要求してくる行為には十分に不当性が認められると考えられる旨の説明があった。

この説明を受け、委員からは、示威行事に用いられてきた施設が関係を断ちたいという要望の中でこのような規定を設けて保護する必要があるのであれば間接的だが説明がつくという意見があったほか、対象となる施設の側で金融機関における事情と同様の事情があるということであれば、金融機関と同様に要件を加重することも考えられる旨の意見が出されたところ、事務局からは、引き続き個別の施設ごとに精査していきたいとの回答があった。

(オ) その他

a 暴力団による株式の取引等

暴力団員が上場企業の大株主等になって様々な違法行為を行い株主に大きな損害を与えたりすること等が問題であり、介入した後の個々の違法行為を捉えるだけでなく、こうした介入自体を防止することが必要ではないかとの意見があった。

これに対し事務局からは、暴力団員による株の取得については、日本証券業協会が、取引約款への暴力団排除条項の導入及び顧客からの反社会的勢力排除を会員各社に義務付ける自主規制を制定するなどして取引拒絶の取組を推進しているところ、本改正により、金融商品取引業者に対する暴力的要求行為を規制することとなり、証券取引からの暴力団排除を後押しすると考えている旨、及び暴力団員の証券業への参入については、金融商品取引法において、金融商品取引業に係る登録拒否事由の一つである「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当する者の審査基準として暴力団排除条項が整備されていることから、こうした規定を活用していきたい旨の説明があり、いずれにせよ警察としては、引き続き、金融庁、日本証券業協会等と情報交換を行うなど連携を強化し、証券業界からの暴力団排除を推進していきたいとの説明があった。

b 「みだりに」の要件

暴力的要求行為における「みだりに」の要件については、明確性の原則に照らして適当か検討すべきであるとの意見があった。

これに対し事務局からは、現行の暴力団対策法第9条に規定する「みだりに」の意義と具体例について説明があり、同条において既に多数使われており、その意義も実務において定着しているものと考えている旨の説明があった。

これに対し委員からは、「みだりに」という用語については、「やみくもに」といった意味合いがあるので、例えば「不当に」「故なく」「正当な理由なく」といった用語が使えないかどうか検討してはどうかとの指摘があった。

イ 公共事業入札を巡る不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加

本規定については、刑法に規定する競売妨害との罪数関係を整理すべきとの意

見があった。

これに対し事務局からは、暴力団対策法第9条の暴力的要求行為と刑法の公契約関係競売入札妨害罪の適用範囲の異同について、暴力団対策法第9条第17号は国等が行う公共工事の入札に不当に自己等を参加させるよう要求する行為、同条18号は反対に入札参加資格を有する者を不当に入札に参加させないことを要求する行為を規制しており、同条17号及び同条18号の適用範囲は、本改正により拡大されても、同罪の適用範囲に相当程度含まれると考えられる旨、他方、同条19号は国等に特定の者を公共工事の契約の相手方としないことを要求する行為、同条20号は国等の公共工事の契約の相手方が自己等から役務の提供等を受け入れるよう、国等に指導等を要求する行為を規制していることから、契約を対象としている同条19号及び同条20号については同罪と重ならない旨の説明があった。また、公共入札に係る暴力的要求行為が公契約関係競売入札妨害罪に該当する場合については、行政手続と刑事手続は別個のものであるので、それぞれ独立して手続を進めることとなる旨の説明があった。他方、既に命令が発出されている状態において、さらに命令に違反する行為が行われ、当該行為が同時に競売入札妨害罪に該当する場合には、命令違反の罪と競売入札妨害罪の両者が成立することになるが、両罪はその保護法益も異にしており、一罪と評価することは相当ではないことから、観念的競合と評価されることになるものと考えられる旨の説明があった。

これに対し、委員からは、命令違反の罪と競売入札妨害の罪は、この度の罰則の強化でほぼ同じ量刑となるところ、本法による違法評価を明示するためにも、競売入札妨害のみならず暴力団対策法違反の罪もしっかりと捜査して送致すべきであるとの意見が出された。

ウ 準暴力的要求行為に係る規制の拡大

(ア) 準暴力的要求行為の容認の禁止

「容認」には、『やめろ』と言わない」という不作為が含まれ得るので広すぎると考えられることから、作為の行為類型として規定することが必要であるとの意見があった。

これに対し事務局からは、全くの不作為は元々含まない趣旨であったが、「容認」という文言には委員指摘のとおりの問題点があることから、例えば、暴力団対策法にも用例がある「助ける」という文言等で修正することができないかを検討している旨の説明があり、委員からは、そのような文言が適当であり、また立法技術上も望ましいとの意見があった。

(イ) その他

委員からは、準暴力的要求行為に関する条文は非常に難しく、また、「準暴力的要求行為」における「準」の意味等、わかりにくい用語がある旨の意見があったところ、事務局からは、抜本的に手直しを加えることは難しいが技術的

な修正が可能であるか検討する旨の回答があった。

エ 指定暴力団員による用心棒業務等への従事等の禁止

(ア) 制度創設に対する全般的な意見

用心棒や債権の取立て等の現場での実行行為は、正に刑法犯そのものに該当することもあり、本規定はそれを前段階を含めて網をかけるものであることから良いアイデアであると考えられるという意見があったほか、立法理由としては、指定暴力団員による生命、身体又は財産に対する危険のほか、住居侵入や脅迫等といった自由に対する侵害に対する危険も含まれるという意見があった。

他方、指定暴力団員が従事することで違法行為に発展する危険性が典型的に高い業務であると本当に言えるのかとの意見があったところ、事務局からは、用心棒、訪問による営業行為及び面会による債権取立ては、営業者にも暴力団の威力を利用する目的があるのが通常であり、また、指定暴力団員も威力や暴力行為を敢行する事例が極めて多いという立法事実からも、指定暴力団員がこの種の業務を行った場合、典型的に危険性が高いと判断される旨の説明がなされた。

(イ) 業務性の要件

委員から、例えば、単に営業者と指定暴力団員との間で「何かあったら行くよ」等といった用心棒の了解ができた段階で業務性を認定するべきではなく、実際に指定暴力団員が足を運ぶとか汗をかくなどの行為をとらえるべきであるとの意見があった。また、業務のメルクマールとして、対価性が問題なのか、又は反復・継続性が問題なのかを整理するべきであるとの意見が出された。

これに対し事務局からは、「業務」については、反復・継続して行われているという状態に着目しており、刑法上の業務概念と基本的に同じものであると考えている旨、また、基本的には、「業務の従事」については、何らかの合意に基づく労務が提供されているかどうか等を総合的にみて判断されることとなる旨の説明があったところ、委員から、刑法の業務性要件には、典型的に危険性があるとされているものと、そうした絞りが無いものがあるので、よく整理すべきであるとの意見があった。

オ 公共事業からの指定暴力団員等の排除規定の創設等

(ア) 暴力団関係下請企業の排除

本項目については、公共事業入札を巡る不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加に係る部分と併せ、国等が行う公共事業の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制の対象に2次、3次等の下請業者は入らないのかという指摘があった。

これに対し事務局からは、下請業者に対して更にその下請に参加させるよう

不当に要求する行為については暴力団対策法第9条3号で規制の対象となり、他方で、国等では、公共事業に係る契約書に暴力団排除条項を盛り込む取組を進め、全ての下請業者に暴力団員等を介入させない対策を講じているところ、本改正により、新たに国、地方公共団体の事務・事業からの暴力団排除に係る国等の責務規定が整備されることから、暴力的要求行為の規制とあいまって、下請業者からの暴力団員等の効果的な排除が期待されると考えられる旨の説明があった。

(イ) 許認可における暴力団排除条項の整備

委員より、国及び地方公共団体の責務として暴力団排除を進めていくためには、公共工事その他の事務事業のみならず、許認可に係る法令、特に暴力団の収入につながる業規制について点検して、暴力団排除条項を整備するべきであり、そのために警察庁が各省庁に働きかけるべきであるとの意見が出された。

これに対し事務局からは、既に廃棄物処理法等の法律において暴力団排除条項が整備されつつあるほか、現在、関係省庁に暴力団排除条項の整備に向けた検討を申し入れているとの説明があった。

カ 事業者の責務規定の創設

本規定との関連で、暴力団対策に関する基本法を制定すべきとの意見が委員から出された。

これに関し、事務局からは、暴力団の壊滅を国の責務とする規定等を定める基本法を制定することに一定の意義があることを否定するものではないが、現時点においては、現に生じている問題に対し、暴力団対策法を改正することで速やかに対処していきたいと考えており、暴力団対策の新たな法制については、将来の課題としたいと考えている旨の説明があった。

(3) 適格団体による事務所使用差止請求制度の導入

ア 制度創設に対する全般的な意見

委員からは、人格権に基づく暴力団事務所使用差止請求について付近住民から授権を受けて適格団体となる都道府県暴力追放運動推進センターが追行する制度は、今までの実務の積み重ねを踏まえており、また、住民のリスクを低くすることができるという点でも現場の即戦力となる制度であることから、実務家として非常にありがたいという意見が出されたほか、現場サイドではこのような規定の必要性が高いと感じられているようなので、是非早急に導入すべきであるといった意見が多く出された。

イ 任意的訴訟担当構成以外の制度設計について

委員からは、住民による授権ではなく、端的に警察等が暴力団事務所を差し止めるという制度を導入するという制度もあり得るのではないかと意見も出されたが、別の委員からは、例えば、都道府県暴力追放運動推進センターに固有の差

止請求権を付与する、いわゆる固有権構成の制度を採るなどした場合、暴力団対策法第15条との均衡からかなりハードルの高い要件が要求されるのではないかと考えられることから、人格権に基づく構成でこれまで訴訟で得られた成果を踏まえてその延長線上で戦いやすい道具を付与する制度を講じるべきであるとの意見が出された。

また、固有権構成を採る消費者契約法の規定による団体訴訟の場合は、基本的に問題となる利益が広く薄いものであり、個々が受けている損害はさほどではないが、全体をあわせると大変なものになる場合があり、そのような場合には個人で行わせるのではなく団体に固有の権利を与えて消費者の権利を代弁させるという構成になじみやすいが、暴力団の事務所使用の場合は、隣人にとって実際に抗争が起きてしまえばその損害は決して薄い損害ではなく、本当に危ない大きな損害となることから裁判所が人格権侵害を認めているものであり、事情が異なるものと考えられるので、今回は、現に頑張っている付近住民に対する支援を迅速に行うべきとの観点から、人格権を都道府県暴力追放運動推進センターに授権する構成に合理性があると判断されたとの意見が出された。

さらに、別の委員からは、個人の利益を背景とする授権構成と公共の利益を背景とする固有権構成は、必ずしも画一的に排他的な関係にはなく、したがって、論理的には固有権構成もあり得なくはないが、それは将来の検討課題として、今回は授権構成を前提に制度を構築していくことになると考えられるものであり、そもそも今回の授権構成による制度についても単に個人の利益のみを目的とするものではなく、安全な地域社会に奉仕することをも目的に含まれる訴訟制度であると考えられるとの意見が出された。

これらについて事務局からは、いわゆる固有権構成とした場合、事務所使用制限命令について既に定めている現行の暴力団対策法の体系との整合性を検討する必要があり、現在、住民運動として住民の主体的な努力で行われている人格権に基づく暴力団事務所使用差止請求が非常に大きな成果をあげていることから、これをさらに後押ししていくことが現在の実務にも整合的であると考えられるとの説明がなされたほか、今回の改正で資金獲得行為に伴う危害行為が発生している場合における事務所使用制限命令を創設することにより、人格権に基づく使用差止請求とあいまって事務所の規制を行っていくこととなる旨の説明がなされた。

ウ 授権者の保護

委員からは、今回、都道府県暴力追放運動推進センターが授権を受けて訴訟を進行することによって、今まで住民が直接暴力団と対峙し、暴力団から実際に刺されたりなどの恐怖を覚えながら進めていたリスクが相当低減するのではないかという意見が出されたが、更に加えて、授権者である住民の住所や氏名が相手に知られないようにする制度を導入するべきであるとの意見もあった。

これについて別の委員からは、授権者情報の露出については、訴訟当事者である被告に対するものと、訴訟外の第三者に対するものとは別問題となるところ、現在の任意的訴訟担当による制度設計では、被告である暴力団組長等に授権者の情報が出ないようにすることは、民事訴訟の根幹に関わるものとなるので困難であるが、第三者は知られないようにするため訴訟記録の閲覧禁止を規定することは可能であるとの意見が出され、さらに、現行民事訴訟法で認められている証人尋問におけるビデオリンクや遮蔽等の規定について、一線の裁判官における理解が乏しいと認められることから、確認的に明文を置くことも含め、関係省庁と協議して今後検討を進めていくべきであるとの意見も併せて出された。

また、委員から、人格権に基づく事務所使用差止請求においては、被告暴力団側が請求そのものが不当訴訟であるとして原告住民に慰謝料請求を求めて反訴する事例が出ていることから、都道府県暴力追放運動推進センターが自己の名をもって応訴できるようにすべきという意見が出された。

これについて別の委員からは、特に法的な手当や住民からの授権を受けるまでもなく法人である都道府県暴力追放運動推進センターは反訴の被告となり得るものと考えられるが、住民が訴えられた場合に、センターが代表して被告になることができるような制度も、いきなり作るのは難しいとしても、将来的には検討していく必要がある旨の意見があった。

エ 被告適格

委員より、現在の制度設計では、被告適格を指定暴力団に限定しているところ、指定暴力団で96%以上の構成員をカバーしていることから、今回は指定暴力団に限定しても問題ないものの、指定されていない暴力団について対象とすることも将来的には検討に値するのではないかとの意見があった。

オ 都道府県暴力追放運動推進センターの体制

委員より、小さな県では、都道府県暴力追放運動推進センターの体制が弱く、実質的に警察が支えているとも言えるが、そのようなところを適格団体として指定した場合、実質的には警察が差止請求訴訟を行っているとは批判されるのではないかとの意見があった。

これに対し事務局からは、都道府県暴力追放運動推進センターは警察からは独立した組織であるが、いずれにせよ施行までに都道府県暴力追放運動推進センターの体制を整備して対応するとともに、弁護士の適切な協力が得られる体制か否かを適格団体としての要件としていきたいとの説明がなされた。

カ 損害賠償請求等への拡大

委員より、将来の課題として、暴力団事務所使用差止請求のみならず、損害賠償請求等にも対象を広げていくことを検討すべきであり、またそれを見据えた制度設計とすべきであるとの意見があった。

キ 都道府県暴力追放運動推進センターの受託義務その他訓示規定の必要性

委員より、適格団体には授権の受託義務のようなものは規定するべきではないという意見が出され、他方で、受託義務を規定する必要はなく、また、訴訟の提起について住民間の意見が分かれる場合や、暴力団事務所の撤去に向けて他に妥当な方法があり得る場合等もあることから、受託義務を規定することは望ましくもないが、住民の意見が反映されることは望ましいので、消費者契約法も参考にしつつ、住民の意見を必要に応じて聴取すること等何らかの訓示規定は整備するべきであるとの意見もあった。

(4) 罰則の強化

ア 罰則の強化に対する全般的な意見

罰則の強化に関しては、暴力団に対する法定刑としては極めて不十分であると思われることから、他の法律とのバランスもあるものの、できるだけ厳罰化の方向で検討してほしいという意見や、罰則の強化について抑止力を実効あらしめる観点から適切な処罰を確実に行っていくことが必要であるという意見があった。

イ 立法事実及び比例原則・明確性の原則

暴力団情勢について、九州固有の問題であるとも考えられるので、立法事実にどのような変更があったかを丁寧に説明する必要があるという意見があった。

これに対し事務局からは、平成23年10月に暴力団排除条例が全国で施行し、暴力団を社会から排除しようとする社会的な気運が全国的に高まっていること、指定暴力団員は大規模な都道府県の多くで威力を用いた不当な要求を行っている実態が統計的にも見られること、及び指定暴力団員が敢行している凶悪な事件が全国的にみられることが説明され、また、他の委員からも、今回の骨子案の内容については、九州固有の事象だけを捉えたものだと考えるべきではなく、全国で起こりうる蓋然性を持ったものであるという意見が出された。

さらに、刑罰について、比例原則と明確性の原則に反していないかよく検討すべきであるとの意見に対し、事務局から、近年、犯罪の厳罰化を求める国民の声を踏まえ、指定暴力団員が典型的に犯すことが想定される組織的あるいは暴力的な犯罪が厳罰化される傾向にあり、また、暴力団を社会経済活動から排除しようとする社会的な機運は一層の高まりを見せている一方で、暴力団対策法における法定刑は、平成3年に同法が制定されて以来未改正であることから、他の法令における措置命令違反に対する罰則の法定刑との整合性を考慮しつつ、暴力的要求行為に係る命令違反について罰則を引き上げる必要がある旨の説明がなされた。

第5 総括

有識者会議は、警察庁より暴力団情勢について説明を受け、その情勢を踏まえて作成された暴力団対策法の一部改正骨子案について討議を行った。

有識者会議としては、最近の暴力団情勢を踏まえて示された暴力団対策法の一部改正骨子案は、必要かつ目的にかなったものであり、内容も妥当であると認める。また、同法の改正を速やかに行う必要性があると考えるので、骨子案について基本的に了承することとし、法律案の立案に当たっては、第4のとおり示された意見を踏まえて行うよう要請するものである。

また、意見を踏まえて立案されることとなる暴力団対策法の一部を改正する法律案が速やかに成立することを期待するとともに、その成立の暁には、警察庁及び都道府県警察において改正規定が効果的かつ適切に運用され、今回の改正の目的が確実に達成されるよう希望する。

さらに、有識者会議としては、警察庁において、改正後の暴力団対策法の運用の実効性を不断に検証し、改善すべき点があれば更に見直しを検討していくこと、有識者会議において示された意見のうち今後の検討課題とされたものについても、引き続き検討を進めていくこと、また、最近の暴力団の潜在化、不透明化についても、都道府県警察を指導し、的確に対応していくことを要望するものである。

資 料

道仁会と九州誠道会の対立抗争事件一覧表

【道仁会が被害を受けた事件】

No.	発生年月日	事 件 名	備 考
1	平成18年	道仁会本部事務所に対する拳銃発砲事件（福岡）	拳銃使用
2		道仁会傘下組織事務所に対する拳銃発砲事件（福岡）	拳銃使用
3		道仁会傘下組織事務所に対する爆発物投てき事件（福岡）	
4		道仁会傘下組織事務所に対する爆発物投てき事件（福岡）	
5		道仁会傘下組織事務所に対する爆発物投てき事件（福岡）	
6		道仁会傘下組織組員銃撃事件（佐賀）	拳銃使用・負傷1
7		道仁会傘下組織事務所に対する拳銃発砲事件（福岡）	拳銃使用・負傷1
8		道仁会傘下組織事務所に対する拳銃発砲事件（福岡）	拳銃使用
9		道仁会傘下組織事務所に対する拳銃発砲事件（福岡）	拳銃使用
10		道仁会傘下組織幹部銃撃事件（長崎）	拳銃使用・負傷1
11	平成19年	道仁会傘下組織事務所に対する爆発物投てき事件（佐賀）	
12		道仁会傘下組織幹部に対する傷害事件（佐賀）	負傷3名
13		道仁会傘下組織事務所に対する火炎びん投てき事件（佐賀）	
14	平成19年	道仁会会長射殺事件（福岡）	拳銃使用・死者1
15	平成19年	道仁会傘下組織組長射殺及び組員刺殺事件（福岡）	拳銃使用・死者2
16	平成19年	道仁会傘下組織組員に対する拳銃使用殺人未遂事件（福岡）	拳銃使用
17	平成23年	道仁会会長宅に対する爆発物投てき等襲撃事件（福岡）	拳銃使用・負傷1
18	平成23年	道仁会傘下組織組員に対する拳銃使用殺人未遂事件（熊本）	拳銃使用・負傷1
19	平成23年	道仁会傘下組織組員に対する拳銃使用殺人未遂事件（福岡）	拳銃使用

【九州誠道会が被害を受けた事件】

No.	発生年月日	事 件 名	備 考
1	平成18年	九州誠道会傘下組織事務所に対する火炎びん投てき事件（佐賀）	
2		九州誠道会傘下組織組長銃撃事件（熊本）	拳銃使用 負傷1
3		九州誠道会傘下組織幹部に対する銃撃事件（長崎）	拳銃使用
4	平成19年	九州誠道会直系組長刺殺事件（佐賀）	死者1
5		九州誠道会傘下組織幹部殺人事件（熊本）	拳銃使用・死者1
6		九州誠道会傘下組織事務所に対する爆発物投てき事件（佐賀）	
7		九州誠道会傘下組織組長銃撃事件（熊本）	拳銃使用・負傷1
8		九州誠道会傘下組織幹部射殺事件（福岡）	拳銃使用・死者1
9	平成20年	九州誠道会傘下組織事務所放火事件（福岡）	
10	平成21年	九州誠道会直系組長射殺事件（福岡）	拳銃使用・死者1
11	平成21年	九州誠道会直系組長に対する車両衝突事件（福岡）	
12	平成23年	九州誠道会傘下組織幹部射殺事件（佐賀）	拳銃・死者1負傷1
13		九州誠道会傘下組織事務所に対する火炎びん投てき事件（福岡）	
14		九州誠道会傘下組織関係箇所に対する爆発物投てき事件（福岡）	
15		九州誠道会傘下組織組員刺殺事件（佐賀）	死者1
16		九州誠道会傘下組織幹部刺殺事件（福岡）	死者1
17	平成23年	九州誠道会傘下組織使用車両に対する拳銃使用殺人未遂事件（福岡）	拳銃使用
18		九州誠道会傘下組織関係箇所に対する銃器発砲事件（福岡）	銃器使用
19		九州誠道会傘下組織組員射殺事件（佐賀）	拳銃使用・死者1
20	平成23年	九州誠道会直系組長に対する拳銃使用殺人未遂事件（福岡）	拳銃使用 負傷1

【巻き添え事件】

1	平成19年	11月	入院患者男性射殺事件（佐賀）	拳銃使用・死者1
---	-------	-----	----------------	----------

○ 県別発生件数

福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	合 計
23（15）	11（4）	2（2）	4（4）	40（25）

（ ）発砲件数

※ 平成23年末現在までに発生した対立抗争事件を掲載している。

暴力団等によるとみられる企業を対象とした 加害行為事案の発生状況について

1 平成 22 年 合計 11 件

○ 主な事例

- ・ 建設会社に対する拳銃発砲事件（3 月、福岡）
- ・ ガス会社役員親族宅に対する拳銃発砲事件（4 月、福岡）
- ・ ガス会社関連ビルに対する拳銃発砲事件（4 月、福岡）
- ・ 不動産会社事務所に対する手りゅう弾投てき事件（9 月、京都）
- ・ 産廃処理業者事務所に対する手りゅう弾投てき事件（9 月、奈良）

等

2 平成 23 年 合計 27 件

○ 主な事例

- ・ 建設事務所における社員に対する拳銃使用殺人未遂事件（2 月、福岡）
- ・ 工務店会長宅に対する拳銃発砲事件（2 月、福岡）
- ・ 工場に対する拳銃発砲事件（2 月、福岡）
- ・ ガス会社社長宅に対する手りゅう弾投てき事件（3 月、福岡）
- ・ 電力会社会長宅に対する手りゅう弾投てき事件（3 月、福岡）
- ・ 電力関連企業営業所に対する火炎瓶投てき事件（5 月、佐賀）
- ・ 建設会社九州支店工事長宅に対する拳銃発砲事件（5 月、福岡）
- ・ 焼肉店店舗兼住宅に対する拳銃発砲・殺人未遂事件（5 月、福岡）
- ・ 電力会社営業所に対する火炎瓶投てき事件（5 月、佐賀）
- ・ 建設会社九州支店に対する拳銃発砲事件（5 月、福岡）
- ・ 解体業者に対する火炎瓶投てき事件（6 月、福岡）
- ・ 土木建築会社役員宅に対する拳銃発砲事件（6 月、福岡）
- ・ 建設会社に対する拳銃発砲事件（9 月、福岡）
- ・ 建設会社社長に対する拳銃使用殺人未遂事件（9 月、福岡）
- ・ 建設現場に対する火炎瓶投てき事件（9 月、福岡）
- ・ 建設会社役員に対する拳銃使用殺人事件（11 月、福岡）

等

※ 平成23年末現在までに発生した加害行為事案を掲載している。

「暴力団壊滅のための抜本的法的措置に関する要請書」（抄）
（平成23年4月・8月：福岡県等）

1 暴対法の抜本的改正

暴力団撲滅に直結するように暴対法を抜本的に見直し、民間事業者等を襲撃する指定暴力団事務所の使用制限強化、構成員の名簿設置・届出義務の導入と構成員の違法行為に関して使用者を罰する両罰規定の導入など、現状に即した実効ある法律に改正すべきである。

2 暴力団等犯罪組織に対する有効な捜査手段の導入

暴力団犯罪であることの組織性の立証、首魁クラスの検挙、ひいては暴力団の組織を壊滅するため、暴力団等組織犯罪に係る通信傍受要件の緩和、おとり捜査及び司法取引等の制度化を行い、犯罪の組織性の解明、客観的証拠の入手を容易にすべきである。

3 暴力団の所得に関する調査・徴収の徹底

暴力団の所得に関する調査権限の拡大及び暴力団に資金を提供する企業・団体に対する税務調査を徹底し、特に暴力団関係企業の使途不明金について明らかにされない場合は重課するなどの税法上の新たな制度を導入するなど、国税庁の課税体制を強化し、暴力団の不当な財産を徹底的にはく奪すべきである。

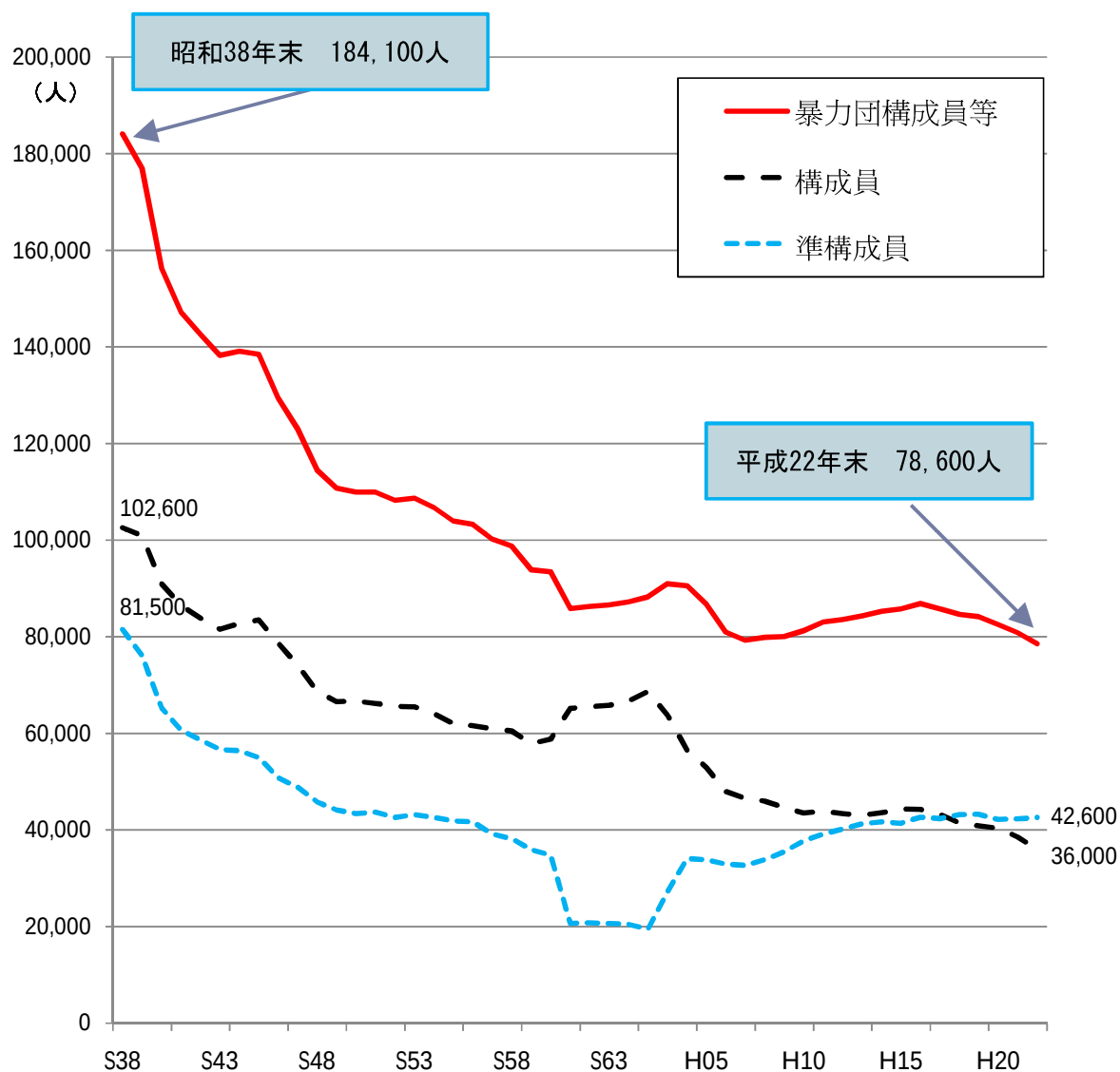
4 各省庁による許認可事務等における暴力団排除規定の整備

国の法律で要件が規定されている許認可事務等に関して、地方公共団体独自の加重要件を設定することは困難であることから、関係省庁において主管する法令を精査・検討の上、暴力団排除に関する規定を許認可要件若しくは欠格事由に盛り込むなど、行政の事務事業から暴力団及び密接な関係がある事業者を徹底して排除すべきである。

暴力団対策に関する有識者会議委員名簿

(略)

暴力団構成員等の推移 【昭和38年～平成22年】



(注) 暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員の合計をいう。

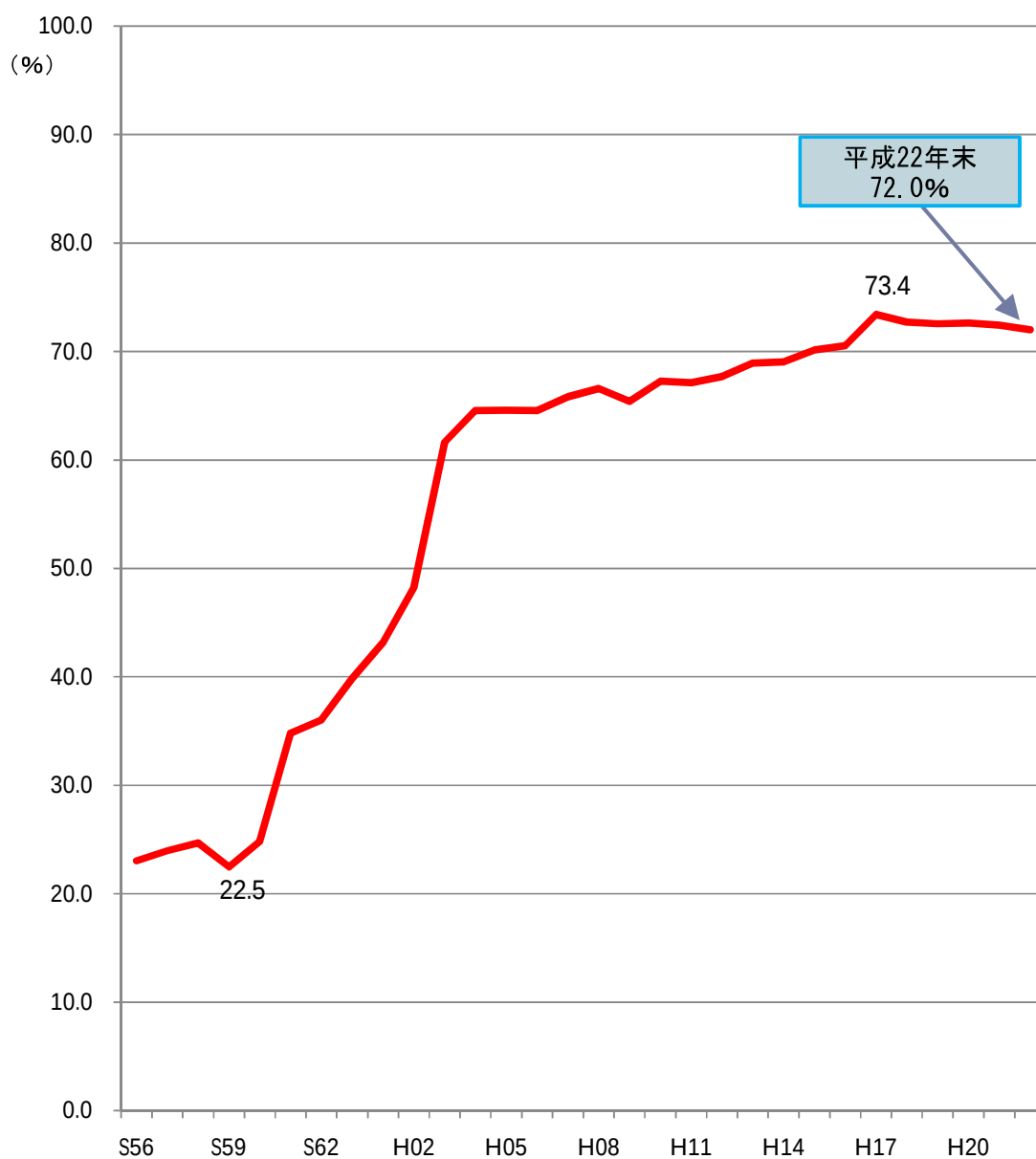
指定暴力団一覧表(22団体)

六代目山口組 ①兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 ②篠田 建市 ③1都1道2府41県 ④約17,300人 	稲川会 ①東京都港区六本木7-8-4 ②辛 炳圭 ③1都1道18県 ④約4,500人 	住吉会 ①東京都港区赤坂6-4-21 ②西口 茂男 ③1都1道1府16県 ④約5,900人 
五代目工藤會 ①福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 ②野村 悟 ③3県 ④約630人 	四代目旭琉会 ①沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6 ②花城 松一 ③県内 ④約210人 	沖縄旭琉会 ①沖縄県那覇市辻2-6-19 ②富永 清 ③県内 ④約300人 
六代目会津小鉄会 ①京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 ②馬場 美次 ③1道1府 ④約410人 	五代目共政会 ①広島県広島市南区南大河町18-10 ②守屋 輯 ③県内 ④約280人 	七代目合田一家 ①山口県下関市竹崎町3-13-6 ②金 教煥 ③3県 ④約160人 
四代目小桜一家 ①鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 ②平岡 喜榮 ③県内 ④約100人 	四代目浅野組 ①岡山県笠岡市笠岡615-11 ②森田 文靖 ③2県 ④約130人 	道仁会 ①福岡県久留米市京町247-6 ②小林 哲治 ③4県 ④約850人 
二代目親和会 ①香川県高松市塩上町2-14-4 ②吉良 博文 ③県内 ④約60人 	双愛会 ①千葉県市原市潤井戸1343-8 ②塩島 正則 ③2県 ④約230人 	三代目俠道会 ①広島県尾道市山波町3025-1 ②渡邊 望 ③6県 ④約170人 
太州会 ①福岡県田川市大字弓削田1314-1 ②日高 博 ③県内 ④約180人 	八代目酒梅組 ①大阪府大阪市西成区太子1-3-17 ②南 與一 ③府内 ④約80人 	極東会 ①東京都豊島区西池袋1-29-5 ②曹 圭化 ③1都1道13県 ④約1,100人 
二代目東組 ①大阪府大阪市西成区山王1-11-8 ②滝本 博司 ③府内 ④約180人 	松葉会 ①東京都台東区西浅草2-9-8 ②荻野 義朗 ③1都1道8県 ④約1,200人 	三代目福博会 ①福岡県福岡市博多区千代5-18-15 ②金 寅純 ③4県 ④約280人 
九州誠道会 ①福岡県大牟田市上官町2-4-2 ②朴 政浩 ③1都5県 ④約380人 	【凡例】 ①主たる事務所の所在地 ②代表する者(代表する者に代わるべき者を含む。) ③勢力範囲 ④構成員数	

注1 各指定暴力団の名称及び表中の①②については平成23年9月20日現在のもので、③④については平成22年末のものである。

注2 平成22年末における全暴力団構成員数(約36,000人)に占める指定暴力団構成員数(約34,600人)の比率は96.1%である。

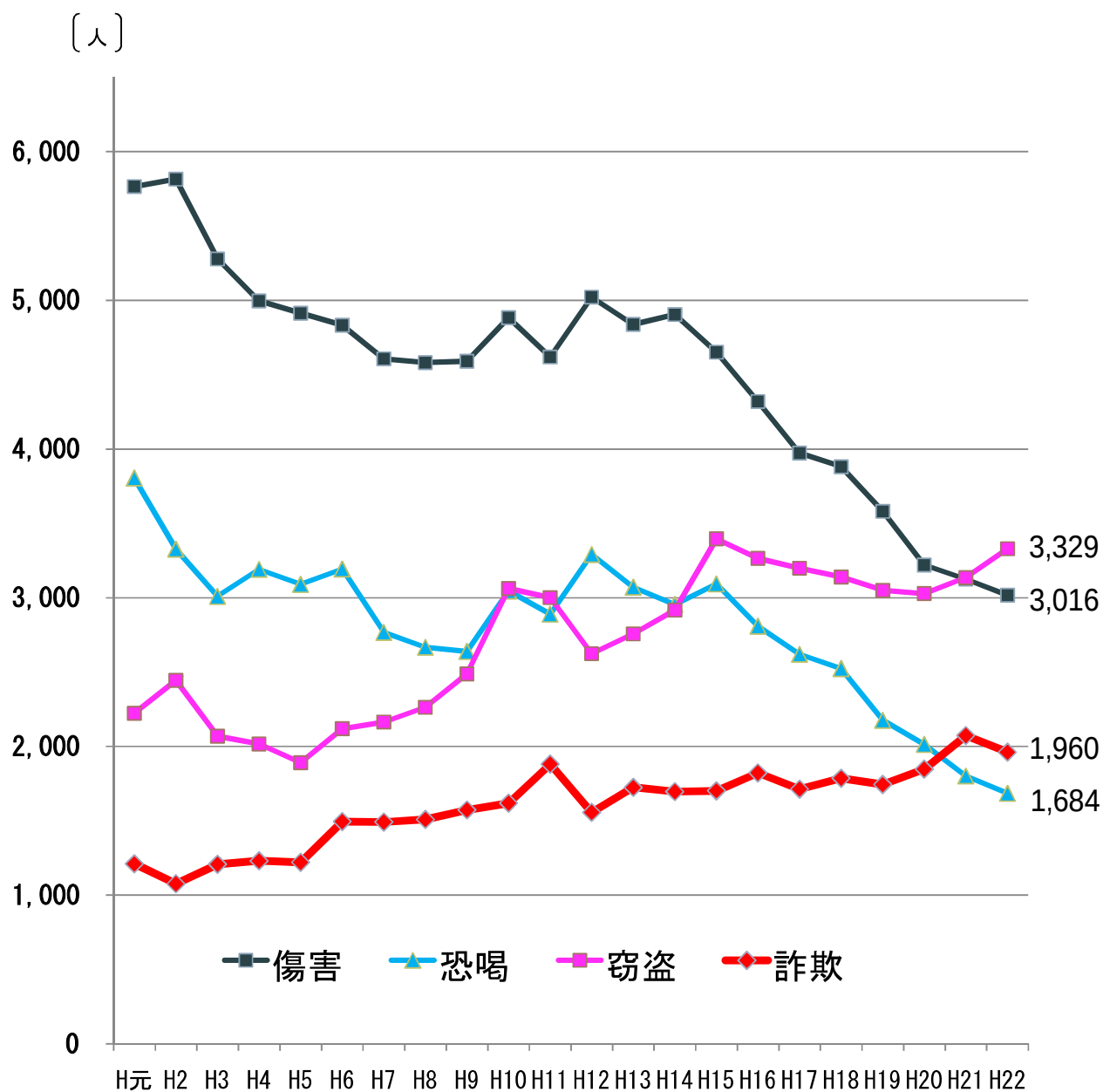
暴力団構成員等の総数に占める 主要3団体の割合の推移



(注1) 暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員の合計をいう。

(注2) 主要3団体とは、山口組、住吉会及び稲川会をいう。

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員一覧表



(注) 暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員の合計をいう。

暴力団対策法の概要

資料9

暴力団の指定

暴力団のうち、

- ① 資金獲得のために威力を利用することを構成員に容認
- ② 犯罪経歴保有者が一定の割合以上存在
- ③ 代表者等の統制の下に階層的に構成

の要件を満たす団体を都道府県公安委員会が**指定**(第3条)
(平成23年10月17日現在22団体)

指定暴力団員に対する規制

資金獲得のための行為の規制

指定暴力団の威力を示して利得を図る反社会的行為を「**暴力的要求行為**」として禁止(第9条)

具体例

- みかじめ料、用心棒代等の要求、不当債権取立て等の民事介入暴力・企業対象暴力
- 行政機関に対する許認可・入札参加の要求等の行政対象暴力

組織の維持・拡大のための行為の規制

指定暴力団等が、構成員獲得のために不当な手段を用いることや、暴力団事務所において付近住民に不安を覚えさせるような行為をすること等を禁止(第16条から第30条の5まで)

具体例

- 指定暴力団への加入の強要、指詰め等の強要、少年に対する入れ墨の強要等
- 事務所等における代紋等の掲示、事務所周辺における粗野又は乱暴な言動等
- 損害賠償請求、事務所撤去請求等を行う者等に対するつきまとい等の妨害行為
- 対立抗争等における暴力行為の賞揚

対立抗争時の事務所使用の制限

指定暴力団の対立抗争や内部抗争により暴力団事務所付近の住民が被害を受けることを防止するため、対立抗争等が発生した場合に、一定の要件の下で**都道府県公安委員会が事務所の使用を制限**(第15条)

違反した場合等は…

都道府県公安委員会が**中止命令・再発防止命令**(第11条等)
事務所使用制限命令(第15条)等を発出
当該命令に違反した場合は**罰則**(第46条及び第47条)

指定暴力団の代表者等の民事責任追及における立証負担の軽減

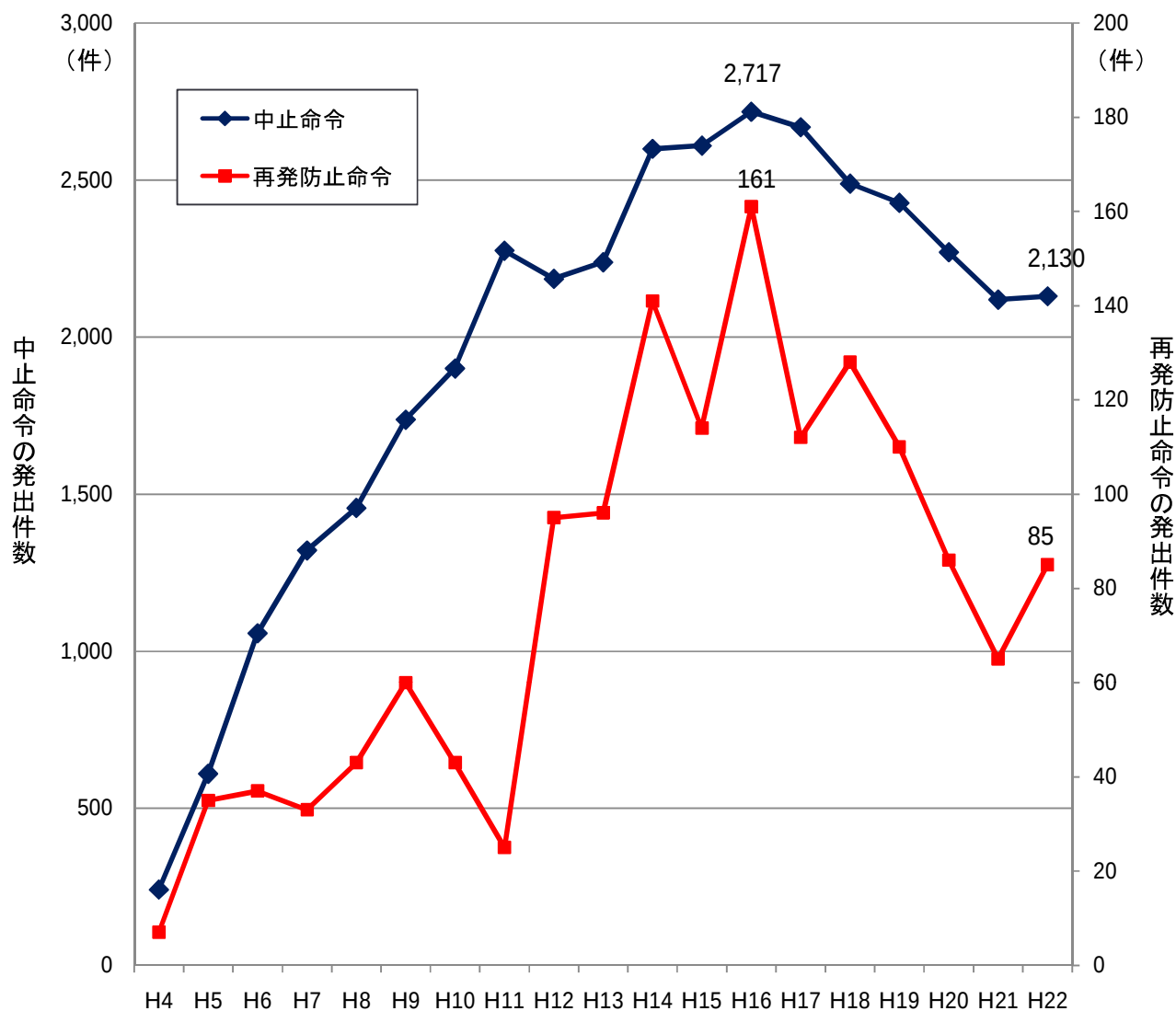
指定暴力団間の対立抗争等に係る損害賠償責任や構成員の威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任について、**被害者側の立証負担を軽減**(第31条及び第31条の2)

民間における暴力排除活動の促進

民間の活力を結集した暴力排除活動を推進するため、**広報啓発、相談事業等を行う都道府県暴力追放運動推進センターを都道府県公安委員会が指定**するとともに、国家公安委員会が全国センターを指定(第32条の2及び第32条の3)

暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数

1 中止命令及び再発防止命令の発出件数



2 事務所使用制限命令の発出件数

- 平成11年 5件
- 平成13年 8件
- 平成15年 6件
- 平成17年 1件
- 平成23年 27件(平成23年末現在)

最近の暴力団排除活動の現状

国及び地方公共団体における暴力団排除活動

犯罪対策閣僚会議・暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおける申合せ等



- 公共事業等について、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を規定
- 警察に対する通報
- 民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請
- 暴力団排除条例の制定・施行

各種業・取引等からの暴力団排除

- 各種業法の暴力団排除条項に基づく暴力団の排除
- 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月)を踏まえ、金融業界、証券業界、建設業界等において、各団体及び事業者が、規約や契約書に暴力団排除条項の導入を推進

プロスポーツ界における暴力団排除

- (財)日本相撲協会における、暴力団等排除対策委員会の発足・暴力団等排除宣言
- (社)日本野球機構における、暴力団等排除宣言

地域住民等による暴力団排除活動

警察、都道府県暴力追放運動推進センター及び弁護士会の支援を受け、暴力団事務所に対する撤去運動等を展開

暴力団排除に関する条例

1 目的

○社会全体による暴力団排除の推進

地方公共団体、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等関係各機関、事業者、市民が一体となって暴力団を排除

2 制定状況

○47都道府県で施行済

※市区町村でも条例制定の動き（三重、高知、福岡、大分は全市町村が制定）

3 概要

※長崎、鹿児島（暴力団事務所に関する規定に特化）を除く。

○県等の事務・事業からの暴力団排除の措置

○暴力団関連情報の提供、警察による保護措置等の支援実施

○青少年に対する暴力団排除教育の実施

○学校等の周辺200メートル区域内の暴力団事務所の新規開設の禁止【罰則】

○暴力団員等への利益供与等の禁止【勧告→公表】

○契約時、相手方が暴力団員等でないことを確認し、また、契約書等に暴力団排除条項を盛り込むよう努力義務

○不動産が暴力団事務所に利用されることを知って取引することの禁止【勧告→公表】

東京都条例の主な特徴

○暴力団排除活動の妨害行為禁止【命令→罰則】

○他人の名義利用の禁止【勧告→公表】

○自主申告した場合の勧告適用除外（名義利用禁止・暴力団の威力利用目的を除く利益供与禁止）

※ 暴力団の威力利用目的の利益供与について勧告→公表→命令→罰則

4 適用状況（平成23年末現在）

○77件の勧告等を実施（うち3件は検挙）

対立抗争の現状と改正の方向性

対立抗争の現状

平成18年以降、九州で道仁会と九州誠道会の対立抗争。事務所のほか、組員の自宅、路上、住宅街等様々な場所で銃器等を用いた暴力行為が敢行され、市民生活への脅威になっている

※ 病院に入院中の一般市民を対立の相手方の組員と誤って拳銃で射殺する事件も発生

対立抗争時における現在の規制

- 対立抗争のための用に供されるおそれがある暴力団事務所について、管理者に対する事務所使用制限命令のみが規定（暴力団対策法第15条）

<問題点>

- ① 事務所以外の場所において行われる危険な暴力行為を抑止することができない
- ② 危険な暴力行為を伴う対立抗争時には事務所に人が存在するだけで襲撃の対象となるおそれがある
- ③ 命令の対象が管理者に限定されていることによる規制逃れ（配下組員による事務所の使用）に対処できない

改正の概要（骨子案第1の1）

- 新たな制度の導入
対立抗争に係る暴力団（特定抗争指定暴力団）を指定し、警戒区域を指定

<要件>

- ① 危険な抗争行為の発生
- ② 同様の行為のおそれ

<指定の効果>

警戒区域における

- ① 事務所の新設、対立相手へのつきまとい等対立抗争を誘発する行為の禁止（違反行為に罰則）
- ② 事務所への立入り等を禁止（違反行為に罰則）

- 現行の制度の改正
配下組員に対しても事務所使用制限命令を発出

市民に対する危害行為の現状と改正の方向性

暴力的要求行為等に伴う暴力行為の現状

暴力団との関係遮断を図るため暴力団からのみかじめ料要求等を拒絶した者に対する暴力行為（拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火等）が相次いで発生



暴力団の暴力行為が、周辺の事業者への大きな脅威になっている

暴力的要求行為に対する現在の規制

- 暴力団対策法第9条（暴力的要求行為の禁止）：
暴力団の威力を示して行うみかじめ料要求等の不当な要求行為を規制
違反した者に対しては中止命令・再発防止命令を発出

<問題点>

- ① 危険な暴力行為に発展するおそれのある暴力的要求行為の抑止としては不十分
- ② 異なる組員によって次々と暴力的要求行為が行われた場合に対処できない

改正の概要（骨子案第1の2）

特に危険な暴力団（危険指定暴力団）を指定し、警戒区域を指定

<要件>

- ① 暴力的要求行為等を拒絶した者への危険な暴力行為
- ② 同様の行為のおそれ



<指定の効果>

警戒区域における

- ① 構成員が行う**暴力的要求行為等の直罰化**
- ② 暴力的要求行為を行う目的の**つきまとい等に中止命令**
- ③ **事務所の使用制限命令**

事業者等による暴力団排除活動の現状と改正の方向性

暴力団排除活動をめぐる現状

- 金融業界、証券業界、不動産業界、建設業界等において、取引約款や契約書に暴力団排除条項を導入し、暴力団等との取引を遮断する取組が進展



事業者等の取引拒絶に対し、暴力団の威力を示して取引を要求する行為が発生

- 一方、暴力団に対する認識が甘く、対応が不十分なため、暴力団の介入を許し不当な資金獲得活動を助長する結果を招いている事業者も存在

現行法の問題

- 暴力団対策法第9条（暴力的要求行為の禁止）：
暴力団の威力を示して行うみかじめ料要求等の不当な要求行為を規制違反した者に対しては中止命令・再発防止命令を発出



取引を不当に要求する行為については、金融商品取引業者に対する信用取引要求等が限定的に禁止されているにとどまる

- 不当要求を防止するためには、事業者の取組が重要であるが、事業者が不当要求による被害を防止し、暴力団員に不当な利益を得させないようにすべき一般的な法律上の責務はない

改正の方向性（骨子案第2・1及び6）

- 暴力団対策法9条に次の類型を追加し、事業者等に対する不当要求を暴力的要求行為として禁止（骨子案第2の1）
 - ・ 金融機関に対する預貯金口座開設要求
 - ・ 金融商品取引業者に対する取引要求
 - ・ 宅建業者等に対する不動産取引要求
 - ・ 建設業者に対する建設工事要求
 - ・ ホテル等の施設管理者に対する施設利用要求
- 事業者の責務として、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させないように努めなければならないことを法律上明記（骨子案第2の6）

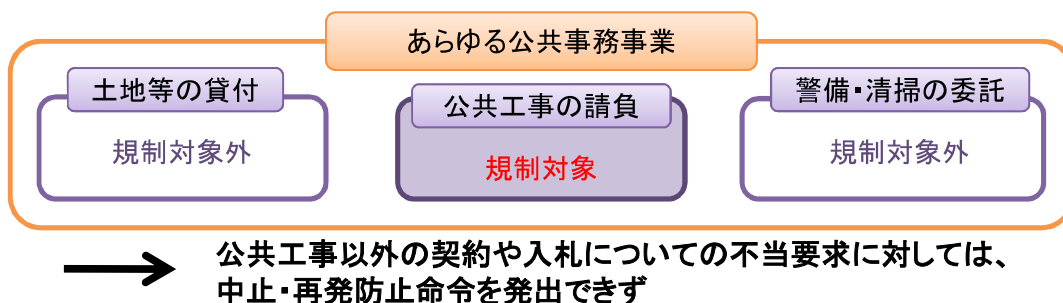
行政対象暴力をめぐる現状と改正の方向性

最近の行政対象暴力をめぐる現状

- 各種の公共入札について、入札参加資格等がないにもかかわらず入札への参加を要求したり、入札参加資格保有者を入札に参加させないことを要求するなどの不当要求が発生。入札参加者等の利益が害されている状況。

現行法の問題

- 公共事務事業に係る不当要求に対する規制は、公共工事のみが対象

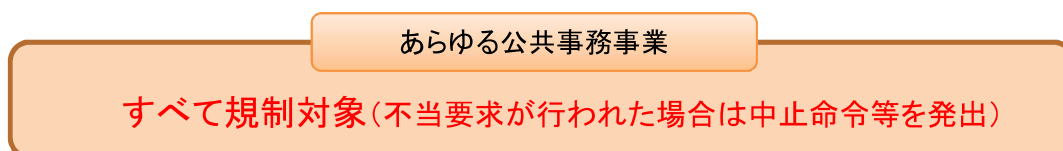


一方・・・

- 法律上、指定暴力団員等を公共入札から排除することを明記した規定がないため、各行政機関によって対応がまちまちで、排除措置が不徹底
- 民間における暴力団排除機運が高まっている一方で、行政が公共事務事業について暴力団排除活動を講ずべき一般的な法律上の責務がない

改正の方向性（骨子案第２・２及び５）

- 暴力的要求行為の規制対象を、公共事務事業全般に拡大（骨子案２の２）



- 公共入札に指定暴力団員等を参加させないことを明記（骨子案第２の５（１））
- 公共事務事業に関する暴力団排除活動の推進義務を明記（骨子案第２の５（２））

暴力団とその関係者による活動の現状と改正の方向性

暴力団とその関係者による活動の現状

- 暴力団排除活動の進展等により、暴力団がその周辺者を利用した資金獲得活動を拡大する傾向

現行法の問題

指定暴力団員以外の者が指定暴力団の威力を示して行う暴力的要求行為に該当する行為を準暴力的要求行為と定義した上、以下の行為を規制

- (1) 指定暴力団員が、人に対し、準暴力的要求行為をすることを「要求」、「依頼」、「唆す」行為
 - (2) 次の者が準暴力的要求行為を行うこと
 - ア 暴力的要求行為の要求等を行い中止命令を受けた者等（第12条の5①）
 - イ 指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者であって、暴力団との共犯者として服役したもの等（第12条の5②）
- 違反した者に対しては、中止命令・再発防止命令を発出

→ 周辺者に対する個別の要求、依頼、唆しを認定することが困難

→ 準暴力的要求行為を禁止される主体が限定的

改正の方向性（骨子案第2・3）

- 指定暴力団員が、①及び②の者に指定暴力団等の威力を示すことを「容認」することを禁止（骨子案第2の3(1)）
 - ① 指定暴力団の威力を示すことを容認するよう求める者
 - ② 準暴力的要求行為を行うことが禁止されている者のうち当該指定暴力団員と一定の関係を有する者
- 準暴力的要求行為が禁止される者（上記(2)イ）に、指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者であって①から③のいずれかに該当するものを追加（骨子案第2の3(2)）
 - ① 指定暴力団員でなくなってから5年を経過しない者（元暴力団員）
 - ② 指定暴力団員に対し継続的に又は反復して金品等を贈与をしている者
 - ③ 準暴力的要求行為を禁止される者が経営する企業の従業者等

用心棒業務等に従事する暴力団員による 違法な行為の現状と改正の方向性

用心棒業務等に従事する暴力団員の違法な行為の現状

- 下記の業務に従事する指定暴力団員が、その業務を遂行する過程において違法行為を多数敢行している状況
 - ・ 用心棒業務（顧客等との紛争の防止、解決又は鎮圧をする業務）
 - ・ 訪問する方法による契約締結の勧誘業務
 - ・ 面会する方法による履行期限の過ぎた債権の取立業務
- 自己の利益を図るため、上記の業務に指定暴力団員を意図的に従事させる営業者も存在

現行法の問題

- 用心棒業務等に従事する指定暴力団員により、個々の違法な行為が実際に行われた場合には、刑罰や行政命令により対処することが可能。

しかし… → 指定暴力団員に従事することで違法行為に発展する危険性が典型的に高い業務であるにもかかわらず、それに従事すること自体は禁止されていない

そのため… → 用心棒等に従事する指定暴力団員の違法行為により、国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを防止するのは困難

改正の方向性（骨子案第2・4）

- 指定暴力団員が営業者の営業に関する次の業務に従事することを禁止
 - ・ 用心棒業務（顧客等との紛争の防止、解決又は鎮圧をする業務）
 - ・ 訪問する方法による契約締結の勧誘業務
 - ・ 面会する方法による履行期限の過ぎた債権の取立業務
- 営業者が指定暴力団員を上記の業務に従事させることを禁止

→ 違反行為に対して中止・再発防止命令

暴力団事務所の差止め請求をめぐる現状と改正の方向性

暴力団事務所の差止め請求をめぐる現状

- 暴力団事務所の存在により人格権を侵害されている周辺住民等が行う当該事務所の使用差止めの請求は、昭和62年静岡地裁浜松支部において初めて仮処分が認容され、以来、裁判所に対する仮処分命令の申立て・本訴訟の提起がなされれば、仮処分決定・認容判決又は住民側有利の和解を得られてきたところ

→ しかし、通常多数人で行われるこの種請求を行おうとするためには、先導役となる当事者が不可欠であるが、暴力団からの妨害や報復をおそれて先導役となることを躊躇し、請求をしようとするまでに至らないケースが散見

現行法の規定

- 請求をし、又はしようとする者に対しては、暴力団対策法の規定による請求妨害防止命令の発出により一定の保護

→ 現行法においては、周辺住民等に代わって一定の能力がある第三者が先導役となる当事者に就く手続は認められていない

改正の方向性（骨子案第3）

- 国家公安委員会により適格団体として指定された都道府県暴力追放運動推進センターが、周辺住民等から授權を受けて、暴力団事務所の使用差止め請求を行うことができる制度の導入

→ 適格団体である都道府県暴力追放運動推進センターが当事者として暴力団事務所使用差止め請求を先導

暴力団対策法違反に係る罰則の現状と改正の方向性

暴力団員の犯罪に対する国民の意識の変化

- 暴力団員が典型的に犯すことが想定される組織的あるいは暴力的犯罪が厳罰化
（例）
平成11年 組織犯罪処罰法の制定（組織的殺人等の新設）
平成16年 刑法の改正（殺人、傷害等の法定刑の引上げ）
平成19年 銃刀法の改正（拳銃発射罪等の組織的加重罪の新設）
- 暴力団を社会経済活動から排除しようとする機運の一層の高まり
→ 暴力団員による違法・不当な行為を許さないという国民の意識の表れ

現在の罰則

- 暴力的要求行為の中止命令・再発防止命令違反に対する罰則は、1年以下の懲役・100万円以下の罰金
（平成3年の制定時以来、約20年間、引上げがなされていない）
→ 暴力団員による違法・不当な行為を許さないという国民の意識と乖離

改正の方向性（骨子案第4）

国民の意識を適切に反映させるため、暴力団対策法違反に対する罰則を引上げ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正骨子案

第 1 市民に対する危害を防止するための規制の強化

1 対立抗争に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

(1) 次の①から③までのいずれにも該当する場合には、公安委員会は、3月以内の期間を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。この場合において、公安委員会は、当該対立抗争により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域を指定するものとする。

① 対立抗争が発生した場合

② 当該対立抗争に係る暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により行われた場合

③ 当該対立抗争により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認める場合

(2) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、(1)の指定に係る区域において、特定抗争指定暴力団等の事務所を設置すること、対立の相手方である指定暴力団等の指定暴力団員につきまとい、又はその居宅等の付近をうろつくこと、多数で集合することその他対立抗争を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為をしてはならないこととする。(違反行為に罰則)

(3) 公安委員会は、(1)の指定をするときは、その旨を公示しなければならないものとし、当該指定は、公示によってその効力を生ずることとする。

(4) 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等は、(1)の指定に係る区域にある当該対立に係る指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならないこととする。(違反行為に罰則)

(5) 第15条第1項の規定による事務所の使用制限命令は、当該事務所を現に管理し、又は使用している指定暴力団員に対してすることができることとする。(第15条の一部改正)

2 資金獲得行為等に伴う市民への危害を防止するための規制の強化

- (1) 公安委員会は、指定暴力団員又はその所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、次の各号のいずれかに掲げる行為が行われるについて、凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により暴力行為を行ったと認められ、かつ、更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定暴力団等を危険指定暴力団等として指定するものとする。この場合において、公安委員会は、当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域を指定するものとする。
 - ① 暴力的要求行為又は準暴力的要求行為（準暴力的要求行為については第12条の3違反に係る行為に限る。）
 - ② 損害賠償等の請求妨害行為
- (2) 公安委員会が(1)の指定をした場合において、当該指定に係る危険指定暴力団等の指定暴力団員が(1)の指定に係る区域に居住する者又は当該区域において営業を営む者に対して暴力的要求行為又は請求妨害行為を行ったときは、当該指定暴力団員を処罰することとする。
- (3) 危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、(1)の指定に係る区域に居住する者又は当該区域において営業を営む者に対して面会の要求等をし、又はこれらの者につきまとい若しくはその居宅等の付近をうろついてはならないものとする。（違反行為に中止命令）
- (4) 公安委員会は、(1)の指定をするときは、その旨を公示しなければならないこととし、当該指定は、公示によってその効力を生ずることとする。
- (5) 公安委員会が(1)の指定をした場合において、(1)の指定に係る区域内にある危険指定暴力団等の事務所が、(1)の暴力行為に関し、次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所の管理者及び当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、3月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該危険指定暴力団等の活動の

用に供すること等を禁止することを命ずることができることとする。

- ① 多数の指定暴力団員の集合の用
- ② 当該暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用
- ③ 当該暴力行為に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

第2 指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入

- 1 暴力団との関係遮断を図る事業者への不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加
- 指定暴力団員が、その所属する指定暴力団等の威力を示して、次に掲げる行為をすることを暴力的要求行為とする。(第9条各号に追加)

- ① 銀行その他の金融機関に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、みだりに預貯金等の受入れを要求すること。
- ② 金融商品取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引行為を行うことを要求すること。
- ③ 人に対し、みだりに不動産の譲渡又は貸与を要求すること。
- ④ 宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、不動産の譲受け又は賃借の媒介又は代理をすることを要求すること。
- ⑤ 建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求すること。
- ⑥ 集会施設その他不特定又は多数の者が利用する施設であって、指定暴力団等の示威行事（指定暴力団等が開催する葬式、縁組の披露その他の行事であって、多数の指定暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者、付近の住民その他の者に当該指定暴力団等の威力を認識させることとなるものをいう。）の用に供されるおそれが高いものとして国家公安委員会規則で定めるもの(※)の管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

※ ホテル、ゴルフ場、祭礼施設等を想定

2 公共事業入札を巡る不当要求に係る暴力的要求行為の類型の追加

国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制（第9条第17号から第20号まで）について、国等が行う売買、貸借、請負その他の契約又はこれらの契約に係る入札全般をその対象とする。（第9条第17号から第20号の一部改正）

3 準暴力的要求行為に係る規制の拡大

(1) 準暴力的要求行為の容認の禁止

ア 指定暴力団員は、人に対し、その者の求めに応じて、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をするため当該指定暴力団等の威力を示すことを容認してはならないこととする。（第12条の3に第2項を新設）

イ 指定暴力団員は、準暴力的要求行為を行うことが禁止されている者のうち一定の者に対し、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をするため当該指定暴力団等の威力を示すことを容認してはならないこととする。（第12条の3に第3項を新設）

(2) 準暴力的要求行為の規制の対象者の拡大

次に掲げる者（一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者に限る。）が行う準暴力的要求行為を禁止する。（第12条の5第2項各号に追加）

- ① 指定暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- ② 指定暴力団員に対し継続的に又は反復して金品等の贈与をしている者
- ③ 第12条の5第1項各号若しくは同条第2項第1号に掲げる者又は①若しくは②が代表者であり若しくは運営を支配する法人その他の団体の従業者等

4 指定暴力団員による用心棒業務等への従事等の禁止

(1) 指定暴力団員は、次に掲げる業務に従事してはならないこととする（違反行為に中止・再発防止命令）。

ア 営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業者その他の関係者との紛争の防止、解決又は鎮圧をする業務

イ 訪問する方法により、営業を営む者のために、当該営業に係る商品を販売する

契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をする業務

ウ 面会する方法により、営業を営む者のために、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをする業務

- (2) 営業を営む者は、指定暴力団員を(1)アからウの業務に従事させてはならないこととする。(違反行為に中止・再発防止命令)

5 公共事業からの指定暴力団員等の排除規定の創設

(1) 公共事業に係る入札からの指定暴力団員等の排除

国及び地方公共団体は、指定暴力団員又は指定暴力団員と一定の関係にある者(※)を当該国又は地方公共団体が行う売買、貸借、請負その他の契約に係る入札に参加させてはならないこととする。

※ 指定暴力団員が役員となっている法人、指定暴力団員が事業活動に支配的な影響力を有する者等を想定

(2) 国及び地方公共団体の責務規定の創設

国及び地方公共団体は、その行う事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に努めなければならないこととする。

6 事業者の責務規定の創設

事業者は、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努めなければならないこととする。

第3 適格団体による事務所使用差止請求制度の導入

- 1 国家公安委員会は、都道府県暴力追放運動推進センターについて、指定暴力団等の事務所の使用の差止めの請求等を適正に遂行するために必要な体制、経理的基礎等があると認めるときは、その申出により、適格団体として指定することができることとする。

- 2 適格団体は、指定暴力団等の事務所の付近住民等で当該事務所又はその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されている者（人格権を侵害されている者）から委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の管理者（組長等）に対し、当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求することができることとする。
- 3 2の場合において、適格団体は、当該請求に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとする。
- 4 適格団体が訴えの提起又は仮処分命令の申立てを行う場合には、あらかじめ、適切な方法により、当該事務所の付近住民等に広くその旨を周知するよう努めることとする。

第4 罰則の強化

暴力的要求行為の中止命令・再発防止命令違反に対する罰則を懲役1年若しくは10万円以下の罰金（又はこれを併科）から、懲役3年若しくは500万円以下の罰金（又はこれを併科）に引き上げ、これに伴い、他の罰則も所要の引上げを図ることとする。